

法規範文書発行法

目次

第 I 章 総則	1
第 1 条 調整範囲	1
第 2 条 法規範文書	1
第 3 条 用語の解釈	1
第 4 条 法規範文書の体系	2
第 5 条 法規範文書の制定, 発行の原則	3
第 6 条 法規範文書の制定に関する意見表明への参加	3
第 7 条 法規範文書の制定, 発行における権限を有する機関, 組織, 者の責任	4
第 8 条 法規範文書用語, 技術	4
第 9 条 法規範文書の少数民族の言語, 外国語への翻訳	5
第 10 条 法規範文書の番号, 記号	5
第 11 条 詳細規定文書	5
第 12 条 法規範文書の修正, 補充, 代替, 廃止又は施行停止	6
第 13 条 法規範文書, 法規範文書の草案の書類の送付	7
第 14 条 禁止される行為	7
第 II 章 法規範文書の発行権限, 内容	7
第 15 条 国会の法律, 議決	7
第 16 条 国会常務委員会の法令, 議決	8
第 17 条 国家主席の令, 決定	8
第 18 条 国会常務委員会又は政府とベトナム祖国戦線中央委員会議長団との間の合同議決	9
第 19 条 政府の議定	9
第 20 条 政府首相の決定	9
第 21 条 最高人民裁判所裁判官評議会の議決	9
第 22 条 最高人民裁判所長官の通達	10
第 23 条 最高人民検察院長官の通達	10
第 24 条 大臣, 省同格機関の長の通達	10
第 25 条 最高人民裁判所長官と最高人民検察院長官との間の合同通達; 大臣, 省同格機関の長と最高人民裁判所長官, 最高人民検察院長官との間の合同通達	10
第 26 条 国家会計検査院院長の決定	10
第 27 条 省級人民評議会の議決	10

第 28 条	省級人民委員会の決定	10
第 29 条	特別行政経済単位の地方政権の法規範文書	11
第 30 条	県級, 社級の人民評議会の議決, 人民委員会の決定	11
第 III 章	国会, 国会常務委員会 of 法規範文書の制定, 発行	11
第 1 節	法律, 国会常務委員会令の制定計画の作成	11
第 31 条	法律, 国会常務委員会令の制定計画	11
第 32 条	機関, 組織による法律, 国会常務委員会令の制定の提議	11
第 33 条	国会議員による法律, 国会常務委員会令に関する建議, 法律, 国会常務委員会令の制定の提議	12
第 34 条	法律, 国会常務委員会令の制定の提議の作成における機関, 組 織, 国会議員の責任	12
第 35 条	法律, 国会常務委員会令の制定の提議における政策の影響評価	13
第 36 条	法律, 国会常務委員会令の制定の提議に対する意見聴取	13
第 37 条	法律, 国会常務委員会令の制定の提議書類, 法律, 国会常務委 員会令に関する建議文書	14
第 38 条	政府が提出する法律, 国会常務委員会令の制定の提議の作成責 任	15
第 39 条	政府が提出する法律, 国会常務委員会令の制定の提議の査定 ..	15
第 40 条	政府が提出する法律, 国会常務委員会令の制定の提議の政府へ の提出	16
第 41 条	政府が提出する法律, 国会常務委員会令の制定の提議の政府に よる審理, 採択	16
第 42 条	政府が提出する法律, 国会常務委員会令の制定の提議書類の改 訂及び送付	16
第 43 条	法律, 国会常務委員会令の制定計画に関する政府の提議の作成	17
第 44 条	政府提出でない法律, 国会常務委員会令の制定の提議及び法律, 国会常務委員会令に関する建議に対する政府の付意見	17
第 45 条	政府提出でない法律, 国会常務委員会令の制定の提議の作成及 び審理, 採択の責任	18
第 46 条	法律, 国会常務委員会令の制定の提議, 法律, 国会常務委員会 令に関する建議の期限及び書類	19
第 47 条	法律, 国会常務委員会令の制定の提議, 法律, 国会常務委員会 令に関する建議の審査	19
第 48 条	法律, 国会常務委員会令の制定計画の原案の作成	20

第 49 条	法律, 国会常務委員会令の制定計画の原案の審理, 採択の手順	21
第 50 条	法律, 国会常務委員会令の制定計画の実施, 展開	21
第 51 条	法律, 国会常務委員会令の制定計画の調整	22
第 2 節	法律, 国会常務委員会令, 議決の起草	22
第 52 条	起草委員会の設立及び国会の法律, 議決, 国会常務委員会 の法 令, 議決の起草主管機関の割当て	22
第 53 条	起草委員会の構成員	23
第 54 条	起草委員会, 起草委員長, 起草委員の任務	23
第 55 条	法律, 国会常務委員会令, 議決の起草主管機関, 組織の任務	24
第 56 条	法律, 国会常務委員会令, 議決の草案を提出する機関, 組織, 国会議員の任務	25
第 57 条	法律, 国会常務委員会令, 議決の草案についての意見聴取	25
第 58 条	政府提出の法律, 国会常務委員会令, 議決の草案の査定	26
第 59 条	政府に提出する法律, 国会常務委員会令, 議決の草案の書類	27
第 60 条	政府への提出前の法律, 国会常務委員会令, 議決の草案の改訂, 完成	27
第 61 条	政府における法律, 国会常務委員会令, 議決の草案の提出の審 理, 決定	27
第 62 条	政府提出でない法律, 国会常務委員会令, 議決の草案に対する 政府の付意見	28
第 3 節	法律, 国会常務委員会令, 議決の草案の審査	28
第 63 条	国会の民族評議会及び各委員会による法律, 国会常務委員会令, 議決の草案の審査	28
第 64 条	審査のための法律, 国会常務委員会令, 議決の草案の書類及び 書類の送付期限	29
第 65 条	法律, 国会常務委員会令, 議決の草案の審査の内容	30
第 66 条	法律, 国会常務委員会令, 議決の草案の審査の方式	30
第 67 条	法律, 国会常務委員会令, 議決の草案の審査報告書	31
第 68 条	法律, 国会常務委員会令, 議決の草案の法体系における合憲性, 合法性及び統一性を保証するための審査における法令委員会の責任	31
第 69 条	法律, 国会常務委員会令, 議決の草案における性平等問題への 配慮の審査における社会問題委員会の責任	31
第 4 節	国会の法律, 議決の草案に関する国会常務委員会の審理, 付意見	32
第 70 条	国会の法律, 議決の草案に関する審理, 付意見を する国会常務 委員会への資料送付期限	32

第71条	国会の法律，議決の草案に関する国会常務委員会の審理，付意見の手順	32
第72条	国会常務委員会の意見に基づく国会の法律，議決の草案の検討及び改訂	32
第5節	法律，国会常務委員会令，議決の草案に関する討論，検討，改訂及び採択	33
第73条	法律，国会常務委員会令，議決の草案の審理，採択	33
第74条	一つの国会会期における法律，議決の草案の審理，採択の手順	33
第75条	二つの国会会期における法律，議決の草案の審理，採択の手順	34
第76条	三つの国会会期における法律の草案の審理，採択の手順	36
第77条	国会常務委員会の法令，議決の草案の審理，採択の手順	38
第78条	採択のため国会，国会常務委員会に提出する法律，国会常務委員会令，議決の草案の書類	39
第79条	国会の法律，議決，国会常務委員会の法令，議決の採択の日	39
第6節	法律，国会常務委員会令，議決の公布	40
第80条	法律，国会常務委員会令，議決の公布	40
第IV章	国家主席の法規範文書の制定，発行	40
第81条	国家主席の令，決定の制定，発行	40
第V章	政府，政府首相，大臣，省同格機関の長の法規範文書の制定，発行	41
第1節	国会の法律，議決，国会常務委員会の法令，議決，国家主席の令，決定の詳細規定文書一覧表の作成	41
第82条	詳細規定文書一覧表の作成の責任	41
第83条	詳細規定文書の制定の展開	41
第2節	議定の制定，発行	41
第84条	議定の制定の提議	41
第85条	議定制定の提議機関の責任	42
第86条	議定制定の提議についての意見聴取	42
第87条	議定制定の提議書類	43
第88条	議定制定の提議の査定	43
第89条	政府による議定制定の提議の審理，採択	44
第90条	議定の起草主管機関の任務	45
第91条	議定の草案についての意見聴取	45
第92条	議定の草案の査定	45
第93条	政府に提出する議定の草案の書類	46
第94条	政府へ提出する前の議定の草案の改訂，完成	47

第 95 条	議定の発行に関する国会常務委員会への求意見	47
第 96 条	議定の草案の審理, 採択の手順	48
第 3 節	政府首相の決定の制定, 発行	48
第 97 条	政府首相の決定の起草主管機関の任務	48
第 98 条	政府首相の決定の草案の査定	49
第 99 条	政府首相に提出する決定の草案の書類	50
第 100 条	政府首相の決定の書類の検査, 処理, 発行署名のための提出	50
第 4 節	大臣, 省同格機関の長の通達の制定, 発行	51
第 101 条	通達の起草	51
第 102 条	通達の草案の査定	51
第 103 条	大臣, 省同格機関の長に提出する通達の草案の書類	52
第 104 条	通達の審理, 発行署名の手順	52
第 VI 章	最高人民裁判所裁判官評議会, 最高人民裁判所長官,	53
第 105 条	最高人民裁判所裁判官評議会の議決の制定, 発行	53
第 106 条	最高人民裁判所長官の通達の制定, 発行	53
第 107 条	最高人民検察院長官の通達の制定, 発行	54
第 108 条	国家会計検査院院長の決定の制定, 発行	54
第 VII 章	合同法規範文書の制定, 発行	55
第 109 条	合同議決の制定, 発行	55
第 110 条	合同通達の制定, 発行	55
第 VIII 章	省級人民評議会の議決の制定, 発行	56
第 111 条	議決制定の提議	56
第 112 条	議決制定の提議機関の任務	56
第 113 条	議決制定の提議に関する意見聴取	57
第 114 条	議決制定の提議書類	57
第 115 条	省級人民委員会が提出した議決制定の提議の査定	58
第 116 条	議決制定の提議における政策の採択	58
第 117 条	議決制定の提議の提出	58
第 118 条	議決の起草主管機関, 組織の割り当て	59
第 119 条	議決の起草主管機関, 組織の任務	59
第 120 条	議決の草案に対する意見聴取	59
第 121 条	省級人民委員会が提出する議決の草案の査定	59
第 122 条	省級人民委員会へ提出する議決の草案の書類	60
第 123 条	省級人民評議会の議決の草案に対する同級人民委員会の責任	61
第 124 条	省級人民評議会の議決の草案の審査	61
第 125 条	省級人民評議会へ提出する議決の草案の書類	62

第 126 条	省級人民評議会の議決の草案の審理, 採択の手順	62
第 IX 章	省級人民委員会の決定の制定, 発行	63
第 127 条	省級人民委員会の決定制定の提議	63
第 128 条	省級人民委員会の決定の起草	63
第 129 条	省級人民委員会の決定の草案に関する意見聴取	63
第 130 条	省級人民委員会の決定の草案の査定	63
第 131 条	省級人民委員会に提出する決定の草案の書類	64
第 132 条	省級人民委員会の決定の草案の審理, 採択の手順	64
第 X 章	県級人民評議会, 人民委員会の法規範文書の制定, 発行	64
第 133 条	県級人民評議会の議決の起草	64
第 134 条	県級人民評議会の議決の草案の査定	65
第 135 条	県級人民評議会の議決の草案に対する同級人民委員会の責任	65
第 136 条	県級人民評議会の議決の草案の審査	65
第 137 条	県級人民評議会の議決の草案の審理, 採択の手順	65
第 138 条	県級人民委員会の決定の起草	66
第 139 条	県級人民委員会の決定の草案の査定	66
第 140 条	県級人民委員会に提出する決定の草案の書類	66
第 141 条	県級人民委員会の決定の草案の審理, 採択の手順	67
第 XI 章	社級人民評議会, 社級人民委員会の法規範文書の制定, 発行	67
第 142 条	社級人民評議会の議決の起草	67
第 143 条	社級人民評議会の議決の草案の審理, 採択の手順	67
第 144 条	社級人民委員会の決定の起草	68
第 145 条	社級人民委員会の決定の草案の審理, 採択の手順	68
第 XII 章	簡易な手順, 手続による法規範文書の制定, 発行	68
第 146 条	簡易な手順, 手続による法規範文書の制定, 発行の各場合	68
第 147 条	簡易な手順, 手続による法規範文書の制定, 発行の決定権限	68
第 148 条	簡易な手順, 手続による法規範文書の制定, 発行の手順, 手続	69
第 149 条	簡易な手順, 手続による法規範文書の審理, 採択の書類, 手順, 手続	69
第 XIII 章	法規範文書の効力, 法規範文書の適用, 公開の原則	70
第 150 条	法規範文書の公報への掲載	70
第 151 条	法規範文書が効力を生じる時点	70
第 152 条	法規範文書の遡及的効力	71
第 153 条	法規範文書の効力停止	71
第 154 条	法規範文書が失効する場合	71

第 155 条	場所的効力	72
第 156 条	法規範文書の適用	72
第 157 条	法規範文書の登載及び報道	73
第 XIV 章	憲法, 法律, 国会常務委員会令の解釈	73
第 158 条	憲法, 法律, 国会常務委員会令を解釈する各場合及び原則	73
第 159 条	憲法, 法律, 国会常務委員会令の解釈を提議する権限	73
第 160 条	憲法, 法律, 国会常務委員会令の解釈の手順, 手続	73
第 161 条	憲法, 法律, 国会常務委員会令を解釈する国会常務委員会の議 決の公報への掲載, 登載及び報道	74
第 XV 章	法規範文書の監察, 検査, 処理	74
第 162 条	法規範文書の監察	74
第 163 条	法規範文書の監察の内容	74
第 164 条	法令に反する兆候のある法規範文書の監察, 処理	75
第 165 条	政府による法令に反する兆候のある法規範文書の検査, 処理	75
第 166 条	大臣, 省同格機関の長による法令に反する兆候のある法規範文 書の検査, 処理	76
第 167 条	人民評議会及び人民委員会による法令に反する兆候のある法規 範文書の検査, 処理	76
第 XVI 章	法規範文書の統合, 法規範体系の法典化, 法規範文書の精査, 体系 化	77
第 168 条	法規範文書の統合	77
第 169 条	法規範体系の法典化	77
第 170 条	法規範文書の精査, 体系化	77
第 XVII 章	施行条項	78
第 171 条	法規範文書の制定, 発行のための資源の確保	78
第 172 条	施行効力	78
第 173 条	詳細規定	78

国会

ベトナム社会主義共和国

法律 番号：80/2015/QH13

独立・自由・幸福

法規範文書発行法¹

ベトナム社会主義共和国憲法に基づき、
国会は法規範文書発行法を発行する。

第I章 総則

第1条 調整範囲

この法律は、法規範文書の制定、発行の原則、権限、形式、手順、手続；法規範文書の制定における各国家機関、組織、個人の責任について規定する。

この法律は、憲法の制定、修正を規定するものではない。

第2条 法規範文書²

1. 法規範文書とは、この法律に規定された権限、形式、手順、手続に従い適正に発行された、法規範を含む文書である。
2. 法規範を含んでいるが、この法律に規定された適正な権限、形式、手順、手続に従わずに発行された文書は、法規範文書ではない。

第3条 用語の解釈

この法律において、次に掲げる用語は、各号に定めるとおり解釈される。

1. 「法規範」とは、一般的な処理準則³であって、一般的な強制力を有し、国家全体又は一定の行政単位の範囲における各機関、組織、個人に対して反復適用され、この法律に規定する権限を有する国家機関、者⁴が制定し、及び国家により実現が保障されるものをいう。

¹ 本稿は、平成27年9月1日付けの仮訳である。

² 「法規範文書」は、原文では“văn bản quy phạm pháp luật”である。

³ 「一般的な処理準則」は、原文では“quy tắc xử sự chung”である。

⁴ 「者」は、原文では“người”である。具体的に何を指すか判然としないが、自然人を意味する“cá nhân”（個人）と使い分けられているため、やや不自然ではあるが「者」と訳出した。

2. 「法規範文書の直接的影響を受ける対象者」⁵とは、当該文書が発行された後、その適用により直接影響を受ける権利、義務、責任を有する機関、組織、個人をいう。
3. 「憲法、法律、国会常務委員会令の解釈」とは、法令の正確で統一的な認識、実施、適用のため、国会常務委員会が憲法、法律、国会常務委員会令の条、項、号の趣旨⁶、内容を明確にすることをいう。

第4条 法規範文書の体系

1. 憲法
2. 国会の法典、法律⁷（以下「法律」と総称する。）、議決⁸
3. 国会常務委員会の法令⁹、議決；国会常務委員会とベトナム祖国戦線中央委員会議長団との間の合同議決
4. 国家主席の令¹⁰、決定¹¹
5. 政府の議定¹²；政府とベトナム祖国戦線中央委員会議長団との間の合同議決¹³
6. 政府首相の決定
7. 最高人民裁判所裁判官評議会の議決
8. 最高人民裁判所長官の通達¹⁴；最高人民検察院長官の通達；大臣、省同格機関の長の通達；最高人民裁判所長官と最高人民検察院長官との間の合同通達¹⁵；大臣、省同格機関の長と最高人民裁判所長官、最高人民検察院長官との間の合同通達；国家会計検査院院長の決定
9. 省、中央直轄都市（以下「省級」と総称する。）の人民評議会の議決

⁵ 「直接的影響を受ける対象者」は、原文では“Đối tượng chịu sự tác động trực tiếp”である。

⁶ 「趣旨」は、原文では“tinh thần”である。

⁷ 「法典、法律」は、原文では“bộ luật, luật”である。ベトナムの国会が制定する法律には、“bộ luật”（法典）と“luật”（法律）とがある。「法典」は民法、刑法、民訴法、刑訴法などの基本法に付される名称であり、数は少ない。

⁸ 「議決」は、原文では“nghị quyết”であり、英訳では“resolution”などと訳されている。

⁹ 「法令」は、原文では“pháp lệnh”であり、英訳では“ordinance”などと訳されている。法規範文書一般を指す言葉である“pháp luật”と区別するため、本稿では「国会常務委員会令」と訳している箇所もある。

¹⁰ 「令」は、原文では“lệnh”であり、英訳では“order”などと訳されている。

¹¹ 「決定」は、原文では“quyết định”であり、英訳では“decision”などと訳されている。

¹² 「議定」は、原文では“nghị định”であり、英訳では“decree”などと訳されている。

¹³ 「合同議決」は、原文では“nghị quyết liên tịch”であり、英訳では“joint resolution”などと訳されている。

¹⁴ 「通達」は、原文では“thông tư”であり、英訳では“circular”などと訳されている。

¹⁵ 「合同通達」は、原文では“thông tư liên tịch”であり、英訳では“joint circular”などと訳されている。

10. 省級人民委員会の決定
11. 特別行政経済単位の地方政権の法規範文書
12. 県、区、市社、省所属都市、中央直轄都市所属都市（以下「県級」と総称する。）の人民評議会の議決
13. 県級人民委員会の決定
14. 社、坊、市鎮（以下「社級」と総称する。）の人民評議会の議決
15. 社級人民委員会の決定

第5条 法規範文書の制定、発行の原則

1. 法規範文書の法体系における合憲性、合法性及び統一性を保証する。
2. 法規範文書の制定、発行の権限、形式、手順、手続を遵守する。
3. 法規範文書の各規定の明確性¹⁶を保証する。
4. 法規範文書の施行可能性、経済性、効果性、適時性、入手容易性、実現容易性を保証する；法規範文書における性平等問題への配慮¹⁷を保証する；行政手続改革の要求を保証する。
5. 国防、安寧、環境保全に関する要求を保証する。ベトナム社会主義共和国が加盟する各国際条約の実施を妨げない。
6. 法規範文書の制定、発行の過程における個人、機関、組織の意見、建議の受付、反映の公開性、民主性を保証する。

第6条 法規範文書の制定に関する意見表明への参加

1. ベトナム祖国戦線、ベトナム商工会議所、その他の戦線の各構成組織及びその他の各機関、組織、個人は、法規範文書の制定の提議及び法規範文書の草案¹⁸について意見を表明する権利を有し、その条件を整備される。
2. 法規範文書を制定する過程において、起草主管機関、組織及び関係機関、組織は、各機関、組織、個人が法規範文書の制定の提議、法規範文書の草案について意見を表明するための条件を整備する；法規範文書の直接的影響を受ける対象者の意見聴取を組織する責任を有する。
3. 法規範文書の制定の提議、法規範文書の草案について付された意見は、文書の草案を改訂する過程において研究、検討¹⁹されなければならない。

¹⁶ 「明確性」は、原文では“tính minh bạch”である。

¹⁷ 「配慮」は、原文では“lòng ghép”である。取り込んで挿入するというニュアンスがあるがここでは意識した。

¹⁸ 「草案」は、原文では“dự thảo”である。原文では、法律及び国会常務委員会令の草案については“dự thảo”ではなく、“dự án”（「プロジェクト」の意味もある。）を使用しており、必要に応じてこの両者を逐一併記するなど厳密に区別して使用しているが、日本語としてはこの両者を訳し分ける実益がないため、本稿では、この両者が併記されている箇所であっても一言で「草案」とまとめて訳出している。

第7条 法規範文書の制定，発行における権限を有する機関，組織，者の責任

1. 法規範文書の草案の提出権限を有する機関，組織，者は，自己が提出した文書の草案の提出の進捗及び品質について責任を負う。
2. 法規範文書の起草主管機関，組織は，文書の提出権限を有する機関，組織，者又は発行権限を有する機関，組織，者に対し，起草を割り当てられた文書の草案の起草の進捗，品質について責任を負う。
3. 法規範文書の制定の提議，法規範文書の草案に関する意見表明の要請を受ける権限を有する機関，組織，個人は，意見表明の内容及びその期限について責任を負う。
4. 査定機関²⁰は，法規範文書の提出権限を有する機関，組織，者又は発行権限を有する機関，者に対し，法規範文書の制定の提議，法規範文書の草案の査定結果について責任を負う。

審査機関²¹は，法規範文書の発行権限を有する機関に対し，法規範文書の草案の審査結果について責任を負う。

5. 国会，人民評議会及びその他法規範文書の発行権限を有する機関，者は，その機関等により制定された法規範文書の品質について責任を負う。
6. 権限を有する機関，者は，国会の法律，議決，国会常務委員会の法令，議決，国家主席の令，決定を施行するための詳細規定文書の発行の遅れについて責任を負う。
7. 権限を有する機関，者は，憲法，国会の法律，議決，国会常務委員会の法令，議決，国家主席の令，決定，政府の議定，政府首相の決定，上級国家機関の法規範文書に反する法規範文書の制定，又は詳細規定の委任を受けた範囲外の内容を含む詳細規定文書の発行について責任を負う。
8. 草案の起草主管機関，組織，査定機関，提出機関，審査機関及び法規範文書の発行機関の指導者は，自己の任務，権限の範囲において，任務の未了につき責任を負い，文書の草案が品質を保証されず，進捗が遅滞し，実施を割り当てられた法規範文書の合憲性，合法性，統一性が保証されない場合においては，その程度に応じて，幹部，公務員に関する法令の規定及び関係法令のその他の規定に基づき処分される。

第8条 法規範文書の用語，技術

1. 法規範文書における用語は，ベトナム語である。

¹⁹ 「検討」は，原文では“tiếp thu”である。取り込んで吸収するというニュアンスがあり，日本語の「検討」よりも積極的な意味合いがあると思われるがここでは意識した。

²⁰ 「査定機関」は，原文では“cơ quan thẩm định”である。

²¹ 「審査機関」は，原文では“cơ quan thẩm tra”である。

法規範文書において使用される用語は正確、一般的なものでなければならず、表現は明確で理解しやすいものでなければならない。

2. 法規範文書は、調整が必要な内容を具体的に規定しなければならない、曖昧に規定したり、その他の法規範文書において規定された内容を再度規定したりはしない。
3. 法規範文書は、内容に応じて、編、章、節、款、条、項、号により構成することができる；法規範文書における各編、章、節、款、条には表題を付する。査察²²、不服申立て、告訴告発、顕彰、違反処理については、新たな内容がない限り、法規範文書において個別の章を設けない。
4. 国会常務委員会は、国会、国会常務委員会、国家主席の法規範文書の表示の形式及び技術について定める。

政府は、この法律において規定されたその他の権限ある機関、者の法規範文書の表示の形式及び技術について定める。

第9条 法規範文書の少数民族の言語、外国語への翻訳

法規範文書は、少数民族の言語、外国語へ翻訳することができる；翻訳は、参考としての価値を有する。

政府は、この条の詳細を規定する。

第10条 法規範文書の番号、記号

1. 法規範文書の番号、記号は、発行の順番、年、文書の種類、文書の発行機関を明確に表さなければならない。
2. 法規範文書の付番は、文書の種類及び発行の年ごとに行う。国会の法律、議決、国会常務委員会の法令、議決は、文書の種類及び国会の任期ごとに付番される。
3. 法規範文書の番号、記号は、次のとおり整理される。
 - a) 国会の法律、議決の番号、記号は、次の順序に従い整理される。「文書の種類：文書の順番／発行の年／文書発行機関の略号及び国会の期」
 - b) 国会常務委員会の法令、議決の番号、記号は、次の順序に従い整理される。「文書の種類：文書の順番／発行の年／文書発行機関の略号及び国会の期」
 - c) この項第 a 号及び b 号に規定される場合に属さない各法規範文書の番号、記号は、次の順序に従い整理される。「文書の順番／発行の年／文書の種類の略号－文書発行機関の略号」

第11条 詳細規定文書

²² 「査察」は、原文では“thanh tra”である。

1. 法規範文書は、効力を生じたときに直ちに施行できるよう具体的に規定されなければならない。文書が、技術的工程、基準に関係する内容及び詳細に規定する必要があるその他の諸内容の条項を含む場合、その条項において、権限を有する国家機関に詳細規定を委任することができる。詳細規定文書は、委任を受けた内容のみを規定することができ、詳細規定を委任した文書の内容を繰り返してはならない。
2. 詳細規定文書の発行の委任を受けた機関は、さらに委任してはならない。
詳細規定文書の草案は、法律、国会常務委員会令の草案と同時に準備及び提出され、詳細が規定される文書又は条項が効力を生じる時点でともに効力を生じるように発行されなければならない。
3. 一つの機関が一つの法規範文書の複数の内容について詳細規定の委任を受けた場合、当該各内容の詳細を規定するために一つの文書を発行する。ただし、互いに異なる文書において規定することが必要な場合を除く。
一つの機関が異なる複数の法規範文書の各内容について詳細規定の委任を受けた場合、詳細を規定するために一つの文書を発行することができる。

第12条 法規範文書の修正、補充、代替、廃止²³又は施行停止

1. 法規範文書は、当該文書を発行した国家機関自身の法規範文書によってのみ修正、補充、代替若しくは廃止され、又は権限を有する上級国家機関の文書によってのみ施行停止若しくは廃止される。他の文書を修正、補充、代替、廃止又は施行停止する文書は、修正、補充、代替、廃止又は施行停止される文書の名前、文書の編、章、節、款、条、項、号を明確に確定しなければならない。
法規範文書を廃止する文書は、規定に基づき、公報に掲載され、掲示されなければならない。
2. 法規範文書を発行するとき、文書発行機関は、新たな文書の規定に反する自己が以前発行した法規範文書の文書、編、章、節、款、条、項、号を当該新たな文書において修正、補充、廃止しなければならない；直ちに修正、補充することができない場合、新たな文書において、新たな法規範文書の規定に反する自己が以前発行した法規範文書の文書、編、章、節、款、条、項、号の目録を明確に確定し、新たな法規範文書が効力を生じる前に修正、補充する責任を有する。
3. 一つの法規範文書は、同一の機関が発行した複数の法規範文書の内容を同時に修正、補充、代替、廃止するために発行することができる。

²³ 「廃止」は、原文では“bãi bỏ”である。旧法の“hủy bỏ”（法令の効力を遡及的に失わせる措置）は削除された。

第13条 法規範文書、法規範文書の草案の書類の送付

1. 法規範文書は、監察²⁴、検査²⁵のために、権限を有する機関に送付されなければならない。

法規範文書の発行権限を有する機関、個人は、国会の法律、議決、国会常務委員会の法令、議決の公布日又はその他の法規範文書については認証署名、発行署名の日から遅くとも3日以内に、監察のためにこの法律第164条1項に規定する権限を有する機関に対し、検査のためにこの法律第165条3項、第166条1項又は第167条1項に規定する権限を有する機関に対し、文書を送付する責任を有する。

2. 法規範文書の草案の書類及び原本は、保管に関する法令の規定に基づき保管されなければならない。

第14条 禁止される行為

1. 憲法、上級国家機関の法規範文書に違反する法規範文書を発行すること
2. この法律第4条に規定する法規範文書の体系に属さないが、法規範を含む文書を発行すること
3. この法律に規定する権限、形式、手順、手続に則らない法規範文書の発行
4. 最高人民裁判所長官の通達、最高人民検察院長官の通達、大臣、省同格機関の長の通達、最高人民裁判所長官と最高人民検察院との間の合同通達、大臣、省同格機関の長と最高人民裁判所長官、最高人民検察院長官との間の合同通達、国家会計検査院院長の決定、省級人民評議会の議決、省級人民委員会の決定、特別行政経済単位の地方政権の法規範文書、県級人民評議会の議決、県級人民委員会の決定、社級人民評議会の議決、社級人民委員会の決定において行政手続を規定すること。ただし、法律において委任を受けた場合を除く。

第II章 法規範文書の発行権限、内容

第15条 国会の法律、議決

1. 国会は、次の事項を規定するため、法律を発行する。
 - a) 国会、国家主席、政府、人民裁判所、人民検察院、国家選挙評議会、国家会計検査院、地方政権、特別行政経済単位及び国会が設立したその他の機関の組織及び活動
 - b) 憲法が法律により定めるとした人権、市民の基本的権利及び義務；人権、市民権の制限；犯罪及び刑罰

²⁴ 「監察」は、原文では“giám sát”である。

²⁵ 「検査」は、原文では“kiểm tra”である。

- c) 国家財政，通貨，国家予算に関する基本政策；各種租税の規定，修正又は廃止
 - d) 文化，教育，医療，科学，技術，環境に関する基本政策
 - d) 国防，国家安寧
 - e) 国家の民族政策，宗教政策
 - g) 人民武装勢力における職，等級；外交の職，等級；その他の国家の職，等級；国家の勲章，徽章及び荣誉称号
 - h) 外交に関する基本政策
 - i) 国民投票
 - k) 憲法擁護制度
 - l) 国会の権限に属するその他の事項
2. 国会は，次の事項を規定するため，議決を発行する。
- a) 中央予算と地方予算との間の収入額及び任務支出額の分配比率
 - b) 国会の決定権限に属するが調整する法律がまだ存在しない，又は現行法律の規定と異なるいくつかの新規政策の試行
 - c) 経済，社会の発展，人権，市民権の保障に関する緊急の必要に応じた国会の法律，議決の全部又は一部の施行の一時停止又は適用期限の延期
 - d) 非常事態に関する規定，その他の国防，国家安寧を保障するための特別措置
 - d) 恩赦
 - e) 国会の権限に属するその他の事項

第16条 国会常務委員会の法令，議決

1. 国会常務委員会は，国会から委任を受けた諸事項について規定するため，法令を発行する。
2. 国会常務委員会は，次の事項を規定するため，議決を発行する。
 - a) 憲法，法律，法令の解釈
 - b) 経済，社会の発展に関する緊急の必要に応じた国会常務委員会の法令，議決の全部又は一部の施行の一時停止又は適用期限の延期
 - c) 国会常務委員会の法令，議決の廃止；法令を廃止する場合，国会常務委員会は，国会に対し，直近の会期において報告する責任を有する。
 - d) 総動員又は局地動員；全国又は地方ごとの非常事態宣言の発布，廃止
 - d) 人民評議会の活動の案内
 - e) 国会常務委員会の権限に属するその他の事項

第17条 国家主席の令，決定

国家主席は，次の事項を規定するため，令，決定を発行する。

1. 国会常務委員会の議決に基づく総動員又は局地動員，非常事態宣言の公布，廃止；国会常務委員会が会議を開くことができない場合における全国又は地方ごとの非常事態宣言の公布，廃止
2. 国家主席の権限に属するその他の事項

第18条 国会常務委員会又は政府とベトナム祖国戦線中央委員会議長団との間の合同議決

国会常務委員会又は政府とベトナム祖国戦線中央委員会議長団は，法律の委任を受けた諸事項の詳細を規定するため，合同議決を発行する。

第19条 政府の議定

政府は，次の事項を規定するため，議定を発行する。

1. 国会の法律，議決，国会常務委員会の法令，議決，国家主席の令，決定において委任を受けた条，項，号の詳細
2. 憲法，国会の法律，議決，国会常務委員会の法令，議決，国家主席の令，決定の施行を組織するための具体的各措置；経済社会，国防，安寧，財政，通貨，予算，租税，民族，宗教，文化，教育，医療，科学，技術，環境，外交，公務制度，幹部，公務員，準公務員，市民の権利，義務及び政府の管理，統括権に属するその他の諸事項に関する政策を実現するための各措置；二以上の省，省同格機関の任務，権限に係る諸事項；省，省同格機関，政府所属機関及び政府の管轄権に属するその他の各機関の任務，権限，組織機構
3. 国家管理，经济管理，社会管理の要求に応えるために必要であり国会，国会常務委員会の権限に属するが，法律又は国会常務委員会令を制定する条件が整っていない諸事項。この議定を発行するには，事前に国会常務委員会の同意を得なければならない。

第20条 政府首相の決定

政府首相は，次の各事項を規定するため，決定を発行する。

1. 政府の活動及び中央から地方に至る国家行政体系を領導，統括する措置，各閣僚²⁶，地方政権の職務制度及び政府首相の権限に属するその他の各事項
2. 各閣僚の活動を指導し，連携させる措置；党の路線，方針，国家の政策，法令の実現における各省，省同格機関，政府所属機関，地方政権の活動の検査

第21条 最高人民裁判所裁判官評議会の議決

²⁶ 「閣僚」は，原文では“thành viên Chính phủ”である。

最高人民裁判所裁判官評議会は、法令適用の総括、審理の監督を通じて、審理における法令の統一的な適用を案内するため、議決を発行する。

第 22 条 最高人民裁判所長官の通達

最高人民裁判所長官は、人民裁判所組織法及びその他の関係法律の委任を受けた組織及びその他の諸事項について、各人民裁判所及び軍事裁判所の管理を実行するため、通達を発行する。

第 23 条 最高人民検察院長官の通達

最高人民検察院長官は、人民検察院組織法及びその他の関係法律の委任を受けた諸事項を規定するため、通達を発行する。

第 24 条 大臣、省同格機関の長の通達

大臣、省同格機関の長は、次の事項を規定するため、通達を発行する。

1. 国会の法律、議決、国会常務委員会の法令、議決、国家主席の令、決定、政府の議定、政府首相の決定において委任を受けた条、項、号の詳細
2. 自己の国家管理機能を実施する措置

第 25 条 最高人民裁判所長官と最高人民検察院長官との間の合同通達；大臣、省同格機関の長と最高人民裁判所長官、最高人民検察院長官との間の合同通達

最高人民裁判所長官と最高人民検察院長官；大臣、省同格機関の長と最高人民裁判所長官、最高人民検察院長官は、訴訟の手順、手続の実施におけるこれらの各機関の間の連携について規定するため、合同通達を発行する。

第 26 条 国家会計検査院院長の決定

国家会計検査院院長は、国家会計検査の基準、会計検査の過程、会計検査の書類を規定するため、決定を発行する。

第 27 条 省級人民評議会の議決

省級人民評議会は、次の事項を規定するため、議決を発行する。

1. 上級国家機関の法規範文書において委任を受けた条、項、号の詳細
2. 憲法、法律、上級国家機関の法規範文書の施行を保証するための政策、措置
3. 地方における経済社会の発展、予算、国防、安寧のための措置
4. 地方の経済社会の発展の条件と適合する特殊な性質を有する措置

第 28 条 省級人民委員会の決定

省級人民委員会は、次の事項を規定するため、決定を発行する。

1. 上級国家機関の法規範文書において委任を受けた条、項、号の詳細
2. 地方における経済社会の発展、予算、国防、安寧に関する憲法、法律、上級国家機関の法規範文書、同級人民評議会の議決を施行するための措置
3. 地方における国家管理機能を実施する措置

第 29 条 特別行政経済単位の地方政権の法規範文書

この法律及びその他の関係各法律の規定に基づき、特別行政経済単位の人民評議会は議決を、特別行政経済単位の人民委員会は決定を発行する。

第 30 条 県級、社級の人民評議会の議決、人民委員会の決定

法律の委任を受けた諸事項を規定するため、県級、社級の人民評議会は議決を、県級、社級の人民委員会は決定を発行する。

第 III 章 国会、国会常務委員会 of 法規範文書の制定、発行

第 1 節 法律、国会常務委員会令の制定計画の作成

第 31 条 法律、国会常務委員会令の制定計画

1. 法律、国会常務委員会令の制定計画は、党の路線、方針、国家の政策、経済社会の発展戦略、国防、安寧及びそれぞれの時期における国家管理の要求、人権、市民の基本的な権利及び義務の保障を基礎として毎年作成される。
2. 国会は、法律、国会常務委員会令の制定計画を前年の第一会期において決定する。

第 32 条 機関、組織による法律、国会常務委員会令の制定の提議

1. 国会に法律の草案を提出し、国会常務委員会に国会常務委員会令の草案を提出することができる国家主席、国会常務委員会、国会の民族評議会、委員会、政府、最高人民裁判所、最高人民検察院、国家会計検査院、ベトナム祖国戦線中央委員会及び戦線の構成組織の中央機関は、法律、国会常務委員会令の制定を提議することができる。
2. 法律、国会常務委員会令の制定の提議は、次の根拠に基づかなければならない。
 - a) 党の路線、方針、国家の政策
 - b) 法令の施行の総括結果、又は法律、国会常務委員会令の草案に関する社会関係の実情評価
 - c) 国家管理、経済社会の発展；人権、市民の基本的権利及び義務の実現の保障；国防、安寧の保障の要求
 - d) ベトナム社会主義共和国が加盟する関係国際条約における責務

第33条 国会議員による法律，国会常務委員会令に関する建議，法律，国会常務委員会令の制定の提議

1. 国会議員は，法律，国会常務委員会令に関する建議をすることができる。
法律，国会常務委員会令に関する建議は，党の路線，方針，国家の政策；経済社会の発展，国防，安寧，人権，市民の基本的な権利及び義務の実現の保障の要求，ベトナム社会主義共和国が加盟する関係国際条約における責務に従うものでなければならない。
2. 国会議員は，法律，国会常務委員会令の制定の提議をすることができる。
法律，国会常務委員会令の制定の提議は，この法律第32条2項の規定に基づき作成される。
3. 国会議員は，この法律第37条の規定に基づき，自ら又は法律，国会常務委員会令の建議文書，書類の作成を補佐する国会事務局，国会議員団事務局，立法研究所に要請して，法律，国会常務委員会令の草案の制定を提議することができる。
4. 国会事務局は，国会議員が法律，国会常務委員会令に関する建議権，法律，国会常務委員会令の制定の提議権を実施するために必要な各条件を保証する責任を有する。

第34条 法律，国会常務委員会令の制定の提議の作成における機関，組織，国会議員の責任

1. 機関，組織，国会議員は，法律，国会常務委員会令の制定の提議の作成に先立ち，次の各活動を行い，又は権限を有する機関，組織に行うよう要求する。
 - a) 法律，国会常務委員会令の制定の提議に関する法令の施行の総括；法律，国会常務委員会令の制定の提議に関する社会関係の実情の調査，評価
 - b) 法律，国会常務委員会令の制定の提議の作成を補佐するために関係する各事項についての科学的研究；法律，国会常務委員会令の制定の提議に関する情報，資料，ベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約の研究を組織する。必要な場合において，関係機関，組織，個人に対し，法律，国会常務委員会令の制定の提議に関する資料，情報の提供を要求する。
 - c) 法律，国会常務委員会令の制定の提議における政策の内容を策定；政策の影響評価を作成する。
 - d) 国会，国会常務委員会で採択された後に法律，国会常務委員会令の施行を保証する資源，条件を想定する。
2. この法律第37条の規定に基づき，法律，国会常務委員会令の制定の提議の書類を準備する。

3. 法律，国会常務委員会令の制定の提議に関係する各機関，組織，個人の意見聴取；表明された各意見の取りまとめ²⁷，研究，解説²⁸，検討を組織する。
4. 政府提出でない法律，国会常務委員会令の制定の提議についても，法律，国会常務委員会令の制定を提議する機関，組織，国会議員は，政府の意見を求め，政府の意見を研究，検討する責任を有する。

第 35 条 法律，国会常務委員会令の制定の提議における政策の影響評価

1. 機関，組織は，法律，国会常務委員会令の制定の提議における政策ごとの影響評価を行う責任を有する。国会議員は，自ら又は権限ある機関に要求して，法律，国会常務委員会令の制定の提議における政策ごとの影響評価を行う。

法律，国会常務委員会令の草案の起草，査定，審査，審理，付意見の過程において，新たな政策が提案された時は，当該政策を提案した機関は，政策の影響を評価する責任を有する。

2. 法律，国会常務委員会令の制定の提議における政策ごとの影響評価の内容は，次の事項を明らかにしなければならない：解決を要する事項；政策の目標；政策を実現するための解決策；政策の積極的，消極的影響；各解決策の費用，利益；各解決策の費用，利益の比較；機関，組織の解決策の選定及び選定の理由；行政手続，ジェンダーへの影響の評価（もしあれば）
3. 機関，組織，国会議員は，法律，国会常務委員会令の制定の提議における政策ごとの影響評価を行うときは，影響評価報告書の草案を研究，起草し；報告書の草案に対し表明された意見を聴取，区分けし；報告書の草案を検討，改訂する責任を有する。
4. 政府は，この条の詳細を規定する。

第 36 条 法律，国会常務委員会令の制定の提議に対する意見聴取

1. 法律，国会常務委員会令の制定の提議を作成する機関，組織，国会議員は，次の責任を有する。
 - a) 法律，国会常務委員会令の制定の提議における政策の総括報告書，影響評価報告書を，国会常務委員会，国会の民族評議会，委員会，国会議員による法律，国会常務委員会令の制定の提議については国会の電子情報ポータル²⁹，政府による法律，国会常務委員会令の制定の提議については政府の電子情報ポータル，そして法律，国会常務委員会令の制定の提議をした

²⁷ 「取りまとめ」は，原文では“tổng hợp”である。

²⁸ 「解説」は，原文では“giải trình”である。

²⁹ 「電子情報ポータル」は，原文では“Cổng thông tin điện tử”である。

機関、組織の電子情報ポータルに登載する。登載期間は少なくとも30日とする。

- b) 財政省、内務省、外務省、司法省及び関係機関、組織並びに法律、国会常務委員会令の制定の提議における政策及び政策実現の解決策の直接的影響を受ける対象者の意見を聴取する。必要な場合において、法律、国会常務委員会令の制定の提議における諸基本政策に関する意見を聴取するため、会議を組織する。
 - c) 表明された各意見を取りまとめ、研究、解説、検討する；解説、検討報告書をこの項に規定する電子情報ポータルへ登載する。
2. 意見を聴取される機関、組織は、意見表明の要請を受け取った日から15日以内に、法律、国会常務委員会令の制定の提議について文書で意見を表明する責任を有する；財務省は財政的資源に関する評価報告書を、内務省は人的資源に関する評価報告書を、外務省はベトナム社会主義共和国が加盟する関係国際条約との適合性に関する評価報告書を、司法省は法律、国会常務委員会令の制定の提議の法体系における合憲性、合法性、統一性に関する評価報告を、提議を作成した機関、組織、国会議員に対して送付する責任を有する。

第37条 法律、国会常務委員会令の制定の提議書類、法律、国会常務委員会令に関する建議文書

1. 法律、国会常務委員会令の制定の提議書類は、次のものからなる。
 - a) 法律、国会常務委員会令の制定の提議の提出書。その中においては次の内容を明示しなければならない：法律、国会常務委員会令の発行の必要性；法律、国会常務委員会令の制定の目的、観点；法律、国会常務委員会令の調整対象、範囲；法律、国会常務委員会令の制定の提議における政策の目標、内容、政策を実現するために選定された解決策及び選定の理由；国会、国会常務委員会で採択された後に法律、国会常務委員会令の施行を保証する資源、条件の想定；法律、国会常務委員会令の草案を提出し、国会、国会常務委員会が審理、採択するのに想定される期間
 - b) 法律、国会常務委員会令の制定の提議における政策の影響評価報告
 - c) 法令の施行の総括報告書又は法律、国会常務委員会令の制定の提議に関する社会関係の実情評価報告書
 - d) 財務省、内務省、外務省、法務省及びその他の各機関、組織の意見の取りまとめ、解説、検討文書；表明された意見の写し
 - d) 法律、国会常務委員会令の草案の要綱
2. 法律、国会常務委員会令に関する建議文書は、法律、国会常務委員会令の発行の必要性、調整対象、範囲、目的、発行の要求、観点、政策、基本的な内容を明示しなければならない。

第38条 政府が提出する法律，国会常務委員会令の制定の提議の作成責任

1. 政府が提出する法律，国会常務委員会令の制定プロジェクト³⁰については，省，省同格機関は，自ら又は政府首相の割当てに従い，法律，国会常務委員会令の制定の提議を作成する責任を有する。
2. 法律，国会常務委員会令の制定の提議を作成する省，省同格機関は，この法律第34条に規定する各活動を行う。

第39条 政府が提出する法律，国会常務委員会令の制定の提議の査定

1. 司法省は，政府に提出するに先立ち，法律，国会常務委員会令の制定の提議書類を全て受け取ってから20日以内に，財政省，内務省，外務省及び関係各機関，組織と連携して，法律，国会常務委員会令の制定の提議の査定を主管する。
2. 法律，国会常務委員会令の制定の提議を作成する各省，省同格機関は，提議書類を査定のため司法省に送付する責任を有する。書類は，この法律第37条1項に規定する各資料からなる。

この法律第37条1項a号及びb号に規定する資料は紙の書面で送付され，残りの資料は電子書面で送付される。

3. 査定の内容は，次の諸事項について焦点を当てる。
 - a) 法律，国会常務委員会令の発行の必要性；法律，国会常務委員会令の調整対象，範囲
 - b) 政策の内容と党の路線，方針，国家の政策との整合性
 - c) 政策の法体系における合憲性，合法性，統一性及び政策内容の施行可能性，予測可能性，法律，国会常務委員会令の制定の提議において想定される政策の実現を保証するための各解決策及び条件
 - d) 法律，国会常務委員会令の制定の提議における政策内容とベトナム社会主義共和国が加盟する関係国際条約との適合性
 - d) 政策が行政手続に関係するときは，法律，国会常務委員会令の制定の提議における政策の行政手続遵守の必要性，合理性，費用；政策が性平等問題に関係するときは，法律，国会常務委員会令の制定の提議における性平等問題への配慮
 - e) 法律，国会常務委員会令の制定の提議の作成手順，手続の遵守
4. 査定報告書は，この条第3項に規定する査定内容に関する司法省の意見及び法律，国会常務委員会令の制定の提議が政府に提出するための条件を満たしているか否かに関する司法省の意見を明示しなければならない。

³⁰ 「制定プロジェクト」は，原文では“dự án”である。注18では「草案」とした用語だが，ここでは具体的な草案になる前の企画段階を意味することから，別の用語を充てた。

5. 査定報告書は、査定が終了した日から遅くとも10日以内に、法律、国会常務委員会令の制定の提議を作成した省、省同格機関に送付されなければならない。法律、国会常務委員会令の制定の提議を作成する機関は、法律、国会常務委員会令の制定の提議を改訂、完成させるため、査定意見を研究、解説、検討し、改訂された法律、国会常務委員会令の制定の建議を、政府へ提出すると同時に、解説、検討報告書を添付して司法省に送付する責任を有する。

第40条 政府が提出する法律、国会常務委員会令の制定の提議の政府への提出

1. 法律、国会常務委員会令の制定の提議を作成する省、省同格機関は、政府の会議が組織される日の遅くとも20日前までに、政府に対し、法律、国会常務委員会の制定の提議書類を提出する責任を有する。
2. 法律、国会常務委員会令の制定の提議書類は、次のものからなる。
 - a) この法律第37条1項に規定する資料
 - b) 法律、国会常務委員会の制定の提議の査定報告書；査定意見の解説、検討報告書
 - c) その他の資料（もしあれば）

この法律第37条1項a号及びb号並びにこの項b号に規定する資料は紙の書面で送付され、残りの各資料は電子書面で送付される。

第41条 政府が提出する法律、国会常務委員会令の制定の提議の政府による審理、採択

政府は、次の手順に従い、法律、国会常務委員会令の制定の各提議を審理するため、会議を組織する。

1. 法律、国会常務委員会令の制定を提議する省、省同格機関の代表者が、法律、国会常務委員会令の制定の提議の提出書を陳述する。
2. 司法省の代表者が査定報告を陳述する。
3. 会議に参加する機関、組織の代表者が意見を発表する。
4. 政府が法律、国会常務委員会令の制定の提議ごとにおける政策の採否を討論し、表決する。政策は、閣僚総数の過半数の賛成表決を得たときに採択される。
5. 政府は、採択された各政策のある法律、国会常務委員会令の制定の提議に関する議決を発出する。

第42条 政府が提出する法律、国会常務委員会令の制定の提議書類の改訂及び送付

法律、国会常務委員会令の制定を提議する省、省同格機関は、政府の議決を基礎として、関係各機関と連携して、法律、国会常務委員会令の制定の提議書類の完成を主管し、及び法律、国会常務委員会令の制定計画に関する政府の提議を作成するため、司法省に送付する。

第 43 条 法律、国会常務委員会令の制定計画に関する政府の提議の作成

1. 政府は、法律、国会常務委員会令の制定計画に関する提議を作成し、国会常務委員会に提出する。

司法省は、政府が採択した法律、国会常務委員会令の制定の各提議を基礎として、政府が法律、国会常務委員会令の制定計画に関する提議を作成するのを補佐する責任を有する。

2. 政府は、次の手順に従い、法律、国会常務委員会令の制定計画に関する提議を審理し、討論する。

a) 司法省の代表者が、法律、国会常務委員会令の制定計画に関する提議の草案を陳述する。

b) 会議への参列を招待された機関、組織の代表者が意見を発表する。

c) 政府が討論する。

d) 政府が、法律、国会常務委員会令の制定計画に関する提議の採択を表決する。法律、国会常務委員会令の制定計画に関する政府の提議は、閣僚総数の過半数の賛成表決を得たときに採択される。

第 44 条 政府提出でない法律、国会常務委員会令の制定の提議及び法律、国会常務委員会令に関する建議に対する政府の付意見

1. 政府提出でない法律、国会常務委員会令の制定の提議及び法律、国会常務委員会令に関する建議については、機関、組織、国会議員は、国会常務委員会への提出に先立ち、政府が意見を付するため、この法律第 37 条に規定する法律、国会常務委員会令の制定の提議書類、法律、国会常務委員会令に関する建議文書を送付する。

政府は、提議書類、建議文書を受領した日から 30 日以内にこれを審査し、文書で回答する責任を有する。

2. 司法省は、関係各省、省同格機関と連携して、政府が討論するため、政府提出でない法律、国会常務委員会令の制定の提議及び法律、国会常務委員会令に関する建議に対する政府の意見の準備を主管する。

3. 政府は、次の手順に従い、政府提出でない法律、国会常務委員会令の制定の提議及び法律、国会常務委員会令に関する建議を審理し、討論する。

a) 司法省の代表者が、政府の意見の草案を陳述する。

b) 会議への参列を招待された機関、組織の代表者が意見を発表する。

- c) 政府が討論する。
 - d) 政府首相が結論する。
4. 司法省は、政府首相の結論を基礎として政府の意見の草案を改訂し、政府首相の審理、決定のため提出する責任を有する。

第45条 政府提出でない法律、国会常務委員会令の制定の提議の作成及び審理、採択の責任

1. 国家主席、国会常務委員会、国会の民族評議会、委員会、最高人民裁判所長官、最高人民検察院長官、国家会計検査院院長、ベトナム祖国戦線中央委員会議長及び戦線の構成組織の中央機関の指導者は、法律、国会常務委員会令の制定の提議の作成を指導する；提議の作成を主管する機関、部局³¹を割り当てる。
2. 法律、国会常務委員会令の制定の提議の作成を割り当てられた機関、部局は、この法律第34条に規定する各活動を行う。
 提議の作成を割り当てられた部局は、最高人民裁判所、最高人民検察院の法律、国会常務委員会令の制定の提議に対しては、最高人民裁判所長官、最高人民検察院長官への報告に先立ち、最高人民裁判所裁判官評議会、最高人民検察院委員会の意見を聴取する責任を有する。
3. 国会常務委員会、国会の民族評議会、委員会、ベトナム祖国戦線中央委員会及び戦線の構成組織の中央機関は、次の手順に従い、法律、国会常務委員会令制定の提議を審理、採択するため、会議を組織する。
 - a) 法律、国会常務委員会令の制定の提議の作成を割り当てられた機関、部局の代表者が法律、国会常務委員会令の制定の提議の提出書を陳述する。
 - b) 政府の代表者が法律、国会常務委員会令の制定の提議に関する意見を発表する。
 - c) 会議に参加するその他の機関、組織の代表者が意見を発表する。
 - d) 国会常務委員会、国会の民族評議会、委員会、ベトナム祖国戦線中央委員会及び戦線の構成組織の中央機関が討論し、法律、国会常務委員会令の制定の提議における政策の採択を表決する。政策は、国会常務委員会、国会の民族評議会、委員会、ベトナム祖国戦線中央委員会及び戦線の構成組織の中央機関の総数の過半数の賛成表決を得たときに採択される。
4. 国家主席、最高人民裁判所長官、最高人民検察院長官、国家会計検査院院長は、次の手順に従い、法律、国会常務委員会令の制定の提議を審理、採択する。

³¹ 「部局」は、原文では“đơn vị”である。「機関」や「組織」と称される組織体よりも一つ下の階層にあるユニットを指す。

- a) 法律，国会常務委員会令の制定の提議の作成を割り当てられた機関，部局が，国家主席，最高人民裁判所長官，最高人民検察院長官，国家会計検査院院長に対し，法律，国会常務委員会令の制定の提議について報告する。
 - b) 国家主席，最高人民裁判所長官，最高人民検察院長官，国家会計検査院院長が，法律，国会常務委員会令の制定の提議の提出を審理，決定する。
5. 国会議員は，自ら又は補佐権限を有する機関に要請することにより，法律，国会常務委員会令の制定の提議を作成する；補佐権限を有する機関に要請する場合，国会議員は，次の手順に従い，法律，国会常務委員会令の制定の提議の提出を審理，決定する。
- a) 国会議員の法律，国会常務委員会令の制定の提議の作成を補佐する機関が，国会議員に対し，法律，国会常務委員会令の制定の提議について報告する。
 - b) 国会議員が，法律，国会常務委員会令の制定の提議の提出について，審理，決定する。

第 46 条 法律，国会常務委員会令の制定の提議，法律，国会常務委員会令に関する建議の期限及び書類

- 1. 法律，国会常務委員会令の制定の提議，法律，国会常務委員会令に関する建議は，遅くとも前年の3月1日までに，法律，国会常務委員会令の制定計画の原案作成のため国会常務委員会に送付されなければならない，同時に審査のため国会の法令委員会に送付されなければならない。
- 2. 法律，国会常務委員会令の制定の提議書類，国会議員の法律，国会常務委員会令に関する建議文書は，次の規定に従い，国会常務委員会に送付される。
 - a) 法律，国会常務委員会令の制定計画に関する政府の提議については，書類は，政府の提出書；計画の原案及びこの法律第 37 条 1 項に規定する各資料の電子書面からなる。
 - b) その他の機関，組織，国会議員の法律，国会常務委員会令の制定の提議については，書類は，この法律第 37 条 1 項 a 号に規定する資料及びこの法律第 37 条に規定するその余の各資料の電子書面を添付した法律，国会常務委員会令の制定の提議に関する政府の意見からなる。

国会議員の法律，国会常務委員会令に関する建議については，資料は，法律，国会常務委員会令に関する建議文書及び法律，国会常務委員会令に関する建議についての政府の意見からなる。

第 47 条 法律，国会常務委員会令の制定の提議，法律，国会常務委員会令に関する建議の審査

1. 法令委員会は、参集し、機関、組織、国会議員の法律、国会常務委員会令の制定計画に関する提議、国会議員の法律、国会常務委員会令に関する建議の審査を主管する。

審査の内容は、文書の発行の必要性、調整範囲、対象、基本政策、統一性、施行可能性、優先順位、提出時期、文書の制定及び施行を保証する条件に焦点を当てる。

2. 国会の民族評議会、委員会は、法律、国会常務委員会令の制定の提議、法律、国会常務委員会令に関する建議の審査において法令委員会と連携し、及び自己が責任を負う分野に属する文書の発行の必要性、文書の政策、法律、国会常務委員会令の草案の提出の優先順位について意見を発表する責任を有する。

第 48 条 法律、国会常務委員会令の制定計画の原案の作成

1. 国会常務委員会は、次の手順に従い、法律、国会常務委員会令の制定の提議、法律、国会常務委員会令に関する建議を審理する。

- a) 政府の代表が、法律、国会常務委員会令の制定計画に関する政府の提議の提出書；政府提出でない法律、国会常務委員会令の制定の提議、法律、国会常務委員会令に関する建議についての意見を陳述する。

その他の機関、組織の代表者、国会議員は、自己の法律、国会常務委員会令の制定の提議、法律、国会常務委員会令に関する建議について意見の発表を求められることがある。

- b) 法令委員会の代表者が審査報告書を陳述する。
- c) 会議に参列する議員が意見を発表する。
- d) 国会常務委員会が討論する。
- d) 法律、国会常務委員会令の制定の提議、法律、国会常務委員会令に関する建議をした政府の代表者、その他の機関、組織の代表者、国会議員が、会議で言及された諸事項について補充して陳述する。

- e) 会議の議長が結論する。

2. 国会常務委員会は、機関、組織、国会議員の法律、国会常務委員会令の制定の提議、国会議員の法律、国会常務委員会令に関する建議、法令委員会の審査意見に基づき、法律、国会常務委員会令の制定計画の原案を作成し、審理、決定のため国会に提出する。

法律、国会常務委員会令の制定計画の原案の書類は、法律、国会常務委員会令の制定計画に関する提出書及び国会の議決の草案からなり、この法律第 46 条 2 項に規定する書類の電子書面を添付する。法律、国会常務委員会令の制定計画の原案は、国会の電子情報ポータルに登載される。

3. 法令委員会は、関係各機関と連携して、国会常務委員会による法律、国会常務委員会令の制定計画の原案作成の補佐を主管する。

第49条 法律、国会常務委員会令の制定計画の原案の審理、採択の手順

1. 国会は、次の手順に従い、法律、国会常務委員会令の制定計画の原案を審理、採択する。
 - a) 国会常務委員会の代表者が、法律、国会常務委員会令の制定計画の原案に関する提出書を陳述する。
 - b) 国会が、全体会議において、法律、国会常務委員会令の制定計画の原案について討論する。全体会議における討論に先立ち、法律、国会常務委員会令の制定計画の原案は、分科会³²において討論されることができる。
 - c) 法律、国会常務委員会令の制定計画の原案が国会で討論され、意見を付された後、国会常務委員会が、法令委員会に対し、政府及び関係機関、組織の代表者と連携して法律、国会常務委員会令の制定計画に関する国会の議決の草案を研究、解説、検討、改訂し、議決の草案の解説、検討、改訂報告書の作成を主管するよう指導する。
 - d) 国会常務委員会が、法律、国会常務委員会令の制定計画に関する国会の議決の草案の解説、検討、改訂について国会に報告する。
 - d) 国会が、法律、国会常務委員会令の制定計画に関する国会の議決の採択を表決する。
2. 法律、国会常務委員会令の制定計画に関する議決は、法律、国会常務委員会令の草案の名称及び当該草案を審理、採択するために国会、国会常務委員会に提出する予定時期を明示しなければならない。

第50条 法律、国会常務委員会令の制定計画の実施、展開

1. 国会常務委員会は、次の各活動を通じて、法律、国会常務委員会令の制定計画の実施を指導し、展開する責任を有する。
 - a) 法律、国会常務委員会令、議決の草案の提出機関、組織、国会議員；法律、国会常務委員会令、議決の草案の審査主管機関、審査参加機関を割り当てる。

国会常務委員会が国会の法律、議決の草案を提出する場合、国会は審査機関を決定し、又は審査のための臨時委員会を設立する。

国会の民族評議会、委員会が法律、国会常務委員会令、議決の草案を提出する場合、国会常務委員会は審査機関を決定する。

³² 「分科会」は、原文では“Tổ đại biểu Quốc hội”である。

- b) この法律第 52 条 1 項の規定に基づき、法律、国会常務委員会令、議決の草案の起草委員会を設立する。
 - c) 法律、国会常務委員会令の草案の制定の工程表及び法律、国会常務委員会令の制定計画の実施を保証する具体的な各措置を決定する。
2. 法令委員会は、法律、国会常務委員会令の制定計画の実施、展開の組織において、国会常務委員会を補佐する責任を有する。
 3. 司法省は、政府首相が決定するため、起草主管機関、起草連携機関の原案を提示し、政府首相が政府提出に係る法律、国会常務委員会令、議決の各草案の起草を督促するのを補佐する責任を有する。

第 51 条 法律、国会常務委員会令の制定計画の調整

1. 国会常務委員会は、次の各場合において、自ら又は法律、国会常務委員会令の草案を提出する機関、組織、国会議員の提議に基づき、法律、国会常務委員会令の制定計画の調整を決定する。
 - a) 経済社会状況の変化により発行する必要がなくなった法律、国会常務委員会令の各草案を計画から取り除く、又は必要な場合において提出時期を調整する。
 - b) 経済社会の発展、国防、安寧、人民の生命、財産を保障する緊急の要求に応じるための法律、国会常務委員会令の各草案；法体系の統一性を保障するため又はベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約を実施するために新たに発行された各文書に基づき修正する必要がある法律、国会常務委員会令の各草案を計画に補充する。
計画への補充は、この法律第 32 条から第 42 条まで、第 44 条、第 45 条、第 47 条及び第 48 条 1 項の規定に基づき実施される。
2. 国会常務委員会は、国会に対し、直近の会期において、法律、国会常務委員会令の制定計画の調整について報告する責任を有する。

第 2 節 法律、国会常務委員会令、議決の起草

第 52 条 起草委員会³³の設立及び国会の法律、議決、国会常務委員会の法令、議決の起草主管機関の割当て

1. 国会常務委員会は、次の各場合において、起草委員会を設立し、起草主管機関を割り当てる。
 - a) 法律、国会常務委員会令、議決の草案が複数の部門、複数の分野に関係する内容を含む。

³³ 「起草委員会」は、原文では“Ban soạn thảo”である。

- b) 法律，議決の草案が国会常務委員会により提出される。
 - c) 法律，国会常務委員会令，議決の草案が国会議員により提出され，起草委員会の構成員が国会議員の提議に基づき国会常務委員会により決定される。
2. 法律，国会常務委員会令，議決の草案が政府により提出される場合，政府首相は一つの省又は省同格機関に起草の主管を委ね，起草の主管を委ねられた機関は，この条第1項 a号に規定する場合を除き，起草委員会を設立する責任を有する。
 3. 法律，国会常務委員会令，議決の草案がその他の機関，組織によって提出される場合，当該機関，組織は，この条第1項 a号に規定する場合を除き，起草委員会を設立し，起草を主管する責任を有する。

第53条 起草委員会の構成員

1. 起草委員会は，起草主管機関，組織の指導者である委員長及び起草主管機関，組織，関係機関，組織の代表者，各専門家，科学者であるその他の各委員からなる。政府が提出する法律，国会常務委員会令，議決の草案の起草委員会については，起草委員会の構成員は，司法省及び首相府³⁴を領導する代表者である各委員を含まなければならない。起草委員会は少なくとも9人を有さなければならない。
2. 専門家，科学者である起草委員会の委員は，草案に関する専門的事項に精通しており，起草委員会の各活動に十分に参加できる条件を備えた者でなければならない。

第54条 起草委員会，起草委員長，起草委員の任務

1. 起草委員会は，起草を組織する責任を有し，法律，国会常務委員会令，議決の草案の起草の品質，進捗について，起草主管機関，組織に対して責任を負う。
2. 起草委員会は，次の各任務を有する。
 - a) 法律，国会常務委員会令，議決の草案の詳細な要綱を審理，採択する。
 - b) 文書の草案，提出書の内容，機関，組織，個人の意見の解説，検討内容について討論する。
 - c) 草案の各規定と党の方針，路線との整合性を保証し，草案の法体系における合憲性，合法性，統一性を保証する；文書の施行可能性を保証する。
3. 起草委員長は，次の各任務を有する。

³⁴ 「首相府」は，原文では“Văn phòng Chính phủ”である。「政府事務局」とする訳出例も多数あるが，ここでは JICA ベトナム事務所における用例に従った。

- a) 起草委員会を補佐する編集班³⁵を設立し、編集班が文書の草案を編集及び改訂するのを指導する。
 - b) 起草委員会の各会合及びその他の各活動を組織する。
 - c) 各起草委員に具体的な任務を割り当てる。
4. 起草委員は、起草委員会の各会合に十分に参加する任務を有し、文書の草案において割り当てられた各内容の品質、合憲性、合法性、統一性、施行可能性及び文書の草案の作成作業の進捗について責任を負う；客観的理由により参加することができない場合、文書により表明意見を述べなければならない。

第55条 法律、国会常務委員会令、議決の起草主管機関、組織の任務

1. 法律、国会常務委員会令、議決の草案を作成する組織は、法律、国会常務委員会令の制定の提議書類に盛り込まれた目的、要求、調整範囲、政策に従う；法律、国会常務委員会令、議決の草案の起草の品質、進捗について、草案を提出する機関、組織に対して責任を負う。
2. 草案、提出書及び草案に関係する各資料を準備する。
3. 草案に関する関係各機関、組織、個人の意見聴取を組織し、草案をこの法律第36条1項a号に規定する電子情報ポータル及び起草主管機関、組織の電子情報ポータルに登載する；表明された各意見を取りまとめ、研究、解説、検討する；解説、検討報告書及び改訂された文書の草案をこの法律第36条1項a号に規定する電子情報ポータル及び起草主管機関、組織の電子情報ポータルに登載する。
4. 政府提出でない草案に対する政府の査定意見又は参加意見を研究、検討する。
5. 草案に補充する必要が生じた新たな政策に関する解説報告書を準備し、審理、決定のため提出する権限を有する機関、組織、国会議員に提出する。
6. 法律、国会常務委員会令、議決の草案において詳細規定の委任が必要な内容を想定する；法律、国会常務委員会令、議決の草案の各条、項、号の詳細規定文書の起草主管機関の割当てを建議する。
7. 国会常務委員会が提出する草案及び国会議員が自ら起草する草案については、国会常務委員会により起草の主管を委ねられた機関、国会議員は、国会常務委員会に対し、起草の進捗を報告する責任を有する。

政府が提出する草案に対しては、起草の主管を委ねられた省、省同格機関は、取りまとめて政府に報告するため、司法省に対し、起草の進捗を報告する責任を有する。

³⁵ 「編集班」は、原文では“Tổ biên tập biên soạn”である。

法律、国会常務委員会令、議決の草案の検討、改訂の過程において、政府が採択した政策と比して大きな政策変更があったときは、起草を主管する省、省同格機関は、審理、決定のため、遅滞なく政府、政府首相に報告する責任を有する。

第 56 条 法律、国会常務委員会令、議決の草案を提出する機関、組織、国会議員の任務

1. 法律、国会常務委員会令、議決の草案を提出する機関、組織、国会議員は、次の各任務を有する。
 - a) 起草の過程において、草案の起草主管機関を指導する。

国会議員が自ら起草する草案については、国会議員は、国会事務局、国会議員団事務局、立法研究所、関係機関、組織に対し、立法過程における補佐を要請することができる。
 - b) 草案の国会、国会常務委員会への提出を審理、決定する；工程表に従って草案を提出することができない特別の場合において、審理、決定のため、遅滞なく国会常務委員会に報告し、理由を明示しなければならない。
2. 政府提出でない法律、国会常務委員会令、議決の草案の場合、国会常務委員会の会議開会日の遅くとも 40 日前までに、法律、国会常務委員会令、議決の草案を提出する機関、組織、国会議員は、政府が意見を付するため、政府に対し、草案の書類を送付しなければならない。

第 57 条 法律、国会常務委員会令、議決の草案についての意見聴取

1. 文書の起草過程において、起草主管機関、組織、国会議員は、文書の直接的影響を受ける対象者及び関係機関、組織の意見を聴取し；意見聴取の対象ごとに適した意見を求める必要のある事項を特定し、及び意見を受け付ける住所を具体的に確定し；簡易な手順、手続により文書が発行される場合を除き、各機関、組織、個人が意見を表明することができるようにするため、文書の草案及び提出書の全文を、この法律第 36 条 1 項 a 号に規定する電子情報ポータル及び起草主管機関、組織の電子情報ポータルに少なくとも 60 日間掲載しなければならない。草案が意見聴取に付されている間に、起草主管機関が文書の草案を前に掲載された草案と異なるように再改訂したときは、改訂された文書の草案を再掲載しなければならない。

文書による聴取意見の場合については、意見を聴取される機関、組織は、意見表明の要請を受けた日から 20 日以内に文書で回答する責任を有する。
2. この条第 1 項の規定に基づく意見聴取のための掲載のほか、意見聴取は、直接意見を聴取する、草案を送付して意見表明を要請する、セミナー、検討会を組織する、マスメディアを経由する形式によることができる。

3. 起草主管機関、組織は、表明された各意見を取りまとめ、研究、検討し、人民に知らせるため、解説、検討の内容を政府の電子情報ポータル及び機関、組織自身の電子情報ポータルに登載する責任を有する。
4. 国会議員が起草した草案については、国会事務局、国会議員団事務局、立法研究所は、この条の規定に基づく意見聴取を組織する責任を有する。

第58条 政府提出の法律、国会常務委員会令、議決の草案の査定

1. 司法省は、政府に提出する前に、法律、国会常務委員会令、議決の草案を査定する責任を有する。

複雑で、複数の部門、複数の分野に関係する内容を有する又は司法省が起草を主管する草案については、司法大臣は、関係各機関、組織の代表者、各専門家、科学者からなる査定評議会を設立する。

2. 査定書類は、次のものからなる。
 - a) 草案に関する政府への提出書
 - b) 文書の草案
 - c) 文書の草案が行政手続の規定を有するときは、文書の草案における行政手続の評価書
 - d) 草案が性平等問題に関係する規定を有するときは、草案における性平等問題への配慮に関する報告書
 - d) 表明された意見の取りまとめ、解説、検討文書；各省、省同格機関が表明した意見の写し
 - e) その他の資料（もしあれば）

この項第 a 号及び b 号に規定する資料は紙の書面で送付され、その余の資料は電子書面で送付される。

3. 査定の内容は、次の各事項に焦点を当てる。
 - a) 文書の草案の内容と目的、要求、調整範囲、採択された法律、国会常務委員会令の制定の提議における政策との整合性
 - b) 文書の草案の法体系における合憲性、合法性、統一性；ベトナム社会主義共和国が加盟する関係国際条約との適合性
 - c) 文書の草案が行政手続の規定を有するときは、文書の草案における行政手続遵守の必要性、合理性及び費用
 - d) 法規範文書の施行を保証するための人的、財政的資源に関する保証条件
 - d) 文書の草案が性平等問題に関係する規定を有するときは、文書の草案における性平等問題への配慮
 - e) 文書起草の用語、技術及び手順、手続

必要な場合において、査定機関は、起草主管機関に対し、草案の内容に関する諸事項についての報告を要求する。

4. 査定報告書は、この条第3項に規定する査定内容に関する査定機関の意見、及び草案が政府に提出する条件を満たしているか否かに関する意見を明確に表さなければならない。司法省が、草案が政府に提出する条件を満たしていないと結論付けた場合、草案を引き続き改訂、完成させるため、起草主管機関に書類を返却する。

査定報告書は、査定のために送付される全ての書類を受領した日から遅くとも20日以内に、起草主管機関に送付されなければならない。

5. 起草主管機関は、草案を改訂、完成させるために査定意見を研究、解説、検討し、法律、国会常務委員会令、議決の草案を政府に提出するのと同時に、改訂された文書の草案を添付した解説検討報告書を査定機関に送付する責任を有する。

第59条 政府に提出する法律、国会常務委員会令、議決の草案の書類

1. 草案に関する政府への提出書
2. 文書の草案
3. 査定報告書；査定意見の解説検討報告書
4. 草案が行政手続を有するときは、草案における行政手続の評価書
5. 草案が性平等問題に関係する規定を有するときは、草案における性平等問題への配慮に関する報告書
6. 表明された意見の取りまとめ、解説、検討報告書
7. その他の資料（もしあれば）

この条第1項、2項及び3項に規定する資料は紙の書面で送付され、その余の資料は電子書面で送付される。

第60条 政府への提出前の法律、国会常務委員会令、議決の草案の改訂、完成

法律、国会常務委員会令、議決の草案について各省、省同格機関の間に異なる意見がある場合は、官房長官³⁶は、審理、決定のため政府に提出する前に意見を統一するため、起草主管機関、司法省、関係各省、省同格機関を領導する代表者³⁷からなる会合を招集する。この会合における意見に基づき、起草主管機関は、関係機関と連携して、政府に提出するため、草案を引き続き改訂、完成させる。

第61条 政府における法律、国会常務委員会令、議決の草案の提出の審理、決定

³⁶ 「官房長官」は、原文では“Bộ trưởng Chủ nhiệm Văn phòng Chính phủ”である。

³⁷ 「領導する代表者」は、原文では“đại diện lãnh đạo”である。

1. 政府は、次の手順、手続に従い、政府の会議において、草案の提出を決定するため、審理し、集団討論し、多数決に基づき表決する。
 - a) 起草主管機関の代表者が、草案；査定機関の意見の解説、検討について説明する。
 - b) 査定機関の代表者が、起草主管機関の査定意見の解説、検討について意見を発表する。
 - c) 首相府の代表者が、草案に関して意見が異なる諸事項について陳述する。
 - d) 政府が討論する。
 - d) 政府が、草案の提出について表決する。
2. 政府が法案、草案の提出を採択しなかった場合、政府首相は草案を再審査する時期を定める。

第 62 条 政府提出でない法律，国会常務委員会令，議決の草案に対する政府の付意見

1. 政府提出でない法律，国会常務委員会令，議決の草案については，国会，国会常務委員会への提出に先立ち，法律，国会常務委員会令，議決の草案を提出する機関，組織，国会議員は，政府が意見を付するため，次の各資料を送付しなければならない：
 - a) 草案に関する国会，国会常務委員会への提出書
 - b) 文書の草案
 - c) 表明された意見の取りまとめ，解説，検討文書；表明された意見の写し
 - d) その他の資料（もしあれば）この項第 a 号及び b 号に規定する資料は紙の書面で送付され，その余の資料は電子書面で送付される。
2. 政府は，提議書類を受け取った日から 20 日以内に審査して文書で回答し，草案が国会，国会常務委員会に提出する条件を満たしているか否かについての政府の意見を明確に表す責任を有する。
3. 政府首相により意見の準備を割り当てられた省，省同格機関は，司法省と連携して，意見を付する必要がある内容の想定を主管し，審理，決定のため政府に提出する。

第 3 節 法律，国会常務委員会令，議決の草案の審査

第 63 条 国会の民族評議会及び各委員会による法律，国会常務委員会令，議決の草案の審査

1. 草案は、討論、付意見のため国会、国会常務委員会に提出される前に、国会の民族評議会、委員会（以下「審査機関」と総称する。）の審査を受けなくてはならない。

国会の民族評議会、委員会は、自己が責任を負う分野に属する草案及び国会、国会常務委員会が委ねたその他の草案の審査を主管する；国会常務委員会の割り当てに基づき国会のその他の機関が審査を主管する草案の審査に参加する責任を有する。

2. 審査主管機関は、法令委員会の常任委員³⁸、社会問題委員会の常任委員の代表者及び審査への参加を割り当てられたその他の機関の代表者が、それらの機関が責任を負う分野に関係する草案の内容及び草案の内容に属するその他の事項について意見を発表するため、それらの代表者を審査会議に参列するよう招待する責任を有する。
3. 審査主管機関は、関係機関、組織の代表者、各専門家、科学者及び文書の直接的影響を受ける対象者が草案の内容及び草案の内容に関する事項について意見を発表するため、それらの対象を自己が組織する会合に参列するよう招待することができる。
4. 審査機関は、草案を提出した機関、組織、国会議員に対し、草案の内容及び草案の内容に関する事項に関する報告、解説、情報、資料の提供を要求し；自ら又は起草主管機関、組織とともに、草案の内容及び草案の内容に関する事項に関してセミナー、調査を組織することができる。

要求を受けた機関、組織、個人は、情報、資料を提供し、及び審査機関のその他の各要求に応じる責任を有する。

第 64 条 審査のための法律、国会常務委員会令、議決の草案の書類及び書類の送付期限

1. 審査のための草案の書類は、次のものからなる。
 - a) 草案に関する国会、国会常務委員会への提出書
 - b) 文書の草案
 - c) 政府が提出する草案についての査定報告書；政府提出でない草案についての政府の意見；表明された意見の取りまとめ、解説、検討文書；表明された意見の写し
 - d) 草案の基本的な内容に関する法令の施行の総括報告書、社会関係の実情評価報告書；草案における政策の影響評価報告書
 - d) 草案が性平等問題に関する規定を有するときは、草案における性平等問題への配慮に関する報告書

³⁸ 「常任委員」は、原文では“Thường trực”である。

e) 詳細規定文書の草案及びその他の資料（もしあれば）

この項第 a 号及び b 号に規定する資料は紙の書面で送付され、その余の各資料は電子書面で送付される。

2. 国会常務委員会に提出する草案については、国会常務委員会の会議が始まる日の遅くとも 20 日前までに、草案を提出する機関、組織、国会議員は、審査を行うため、この条第 1 項に規定する書類を審査主管機関、法令委員会、社会問題委員会及びその他の審査参加機関に送付しなければならない。

国会に提出する草案については、国会の会期開会日の遅くとも 30 日前までに、草案を提出する機関、組織、国会議員は、審査を行うため、この条第 1 項が規定する書類を審査主管機関、法令委員会、社会問題委員会及びその他の審査参加機関に送付しなければならない。

3. 審査機関は、書類における各資料が全てそろっていない又は資料がこの条第 1 項及び第 2 項に規定される期限内に送付されないときは、草案の審査を行わない。

第 65 条 法律、国会常務委員会令、議決の草案の審査の内容

審査内容は、次の各事項に焦点を当てる。

1. 文書の調整範囲、対象
2. 文書の草案の内容及び異なる意見が残っている諸事項；詳細規定文書（もしあれば）への委任及びその準備
3. 文書の草案の内容と党の路線、方針との整合性；文書の草案の法体系における合憲性、合法性、統一性；ベトナム社会主義共和国が加盟する関係国際条約との適合性
4. 文書の草案における各規定の施行可能性
5. 法規範文書の施行を保証する人的、財政的資源に関する保証条件
6. 文書の草案が性平等問題に関係する規定を有するときは、文書の草案における性平等問題への配慮
7. 文書起草の用語、技術及び手順、手続

必要な場合、審査機関は、草案を提出した機関に対し、草案の内容に関する事項について報告するよう要求する。

第 66 条 法律、国会常務委員会令、議決の草案の審査の方式

1. 審査主管機関は、審査のための全体会議を組織しなければならない；国会に提出する前に付意見のため国会常務委員会に提出する草案については、予備審査のため、民族評議会の常任委員、委員会の常任委員による会議を組織することができる。

2. 審査主管機関は、審査参加機関又は審査参加機関の常任委員を審査会議に参列するよう招待する責任を有する。

第 67 条 法律，国会常務委員会令，議決の草案の審査報告書

1. 審査報告書は、この法律第 65 条に規定する審査内容に属する諸事項に関する審査機関の観点を明確に表し、修正、補充が必要な諸内容を提案しなければならない。
2. 審査報告書は、草案の内容に関する；草案が国会常務委員会、国会に提出する条件を満たしているか否かに関する審査主管機関の構成員の意見、審査参加機関の意見を十分反映しなければならない。

審査主管機関が、草案が国会常務委員会、国会に提出する条件を満たしていないとの意見を有する場合、草案を引き続き改訂、完成させため、草案を提出した機関への書類の返却を審理するよう国会常務委員会に報告する。

第 68 条 法律，国会常務委員会令，議決の草案の法体系における合憲性，合法性及び統一性を保証するための審査における法令委員会の責任

1. 法令委員会は、草案の法体系における合憲性，合法性及び統一性を保証するため、国会の他の機関が審査を主管する草案の審査に参加する責任を有する。
2. 法令委員会は、審査参加意見を準備するため委員会の常任委員会議又は委員会の全体会議を組織し、審査主管機関の審査会議に参列する委員会の代表者を選出する。
3. 草案の法体系における合憲性，合法性及び統一性を保証するための審査内容は、次のものからなる。
 - a) 国会の法律，議決の草案における規定と憲法の規定との整合性；国会常務委員会の法令，議決の草案における規定と憲法，国会の法律，議決との整合性
 - b) 国会の法律，議決の草案における規定と国会の法律，議決との間の；国会常務委員会の法令，議決の草案における規定と国会常務委員会の法令，議決との間の；法律，国会常務委員会令，議決の草案における各規定の内容の統一性；文書の技術に関する統一性

第 69 条 法律，国会常務委員会令，議決の草案における性平等問題への配慮の審査における社会問題委員会の責任

1. 社会問題委員会は、草案が性平等問題に関係する規定を有するときは、性平等問題への配慮を保証するため、国会のその他の機関が審査を主管する草案の審査に参加する責任を有する。

2. 社会問題委員会は、審査参加意見を準備するため、委員会の常任委員会議又は委員会の全体会議を組織し、審査主管機関の審査会議に参列する委員会の代表者を選出する。
3. 性平等問題の審査内容は、次のものからなる。
 - a) 草案におけるジェンダー問題の確定
 - b) 草案における性平等に関する基本原則の保証
 - c) 草案における性平等問題への配慮の評価手順、手続の遵守
 - d) 草案において性平等を保証する各規定の施行可能性

第4節 国会の法律、議決の草案に関する国会常務委員会の審理、付意見

第70条 国会の法律、議決の草案に関する審理、付意見をする国会常務委員会への資料送付期限

国会常務委員会の会議が始まる日の遅くとも7日前までに、国会の法律、議決の草案を提出する機関、組織、国会議員は、付意見のため、この法律第64条1項に規定する書類を国会常務委員会に送付しなければならない。

文書の草案、草案に関する提出書及び審査報告書は、国会の電子情報ポータルに登載される。

第71条 国会の法律、議決の草案に関する国会常務委員会の審理、付意見の手順

1. 国会の法律、議決の草案の性質及び内容に応じて、国会常務委員会は一回又は複数回審理し、意見を付することができる。
2. 国会常務委員会は、次の手順に従って審理し、意見を付する。
 - a) 草案を提出した機関、組織の代表者、国会議員が草案の基本的な内容について説明する。
政府の代表者が、政府提出でない草案について意見を発表する。
 - b) 審査主管機関の代表者が審査報告書を陳述し、国会が集中的に討論すべき諸事項を提示して建議する。
 - c) 会議に参列している機関、組織の代表者、個人が意見を発表する。
 - d) 国会常務委員会が討論する。
 - d) 会議の議長が結論する。

第72条 国会常務委員会の意見に基づく国会の法律、議決の草案の検討及び改訂

1. 国会常務委員会の意見を基礎として、国会の法律、議決の草案を提出した機関、組織、国会議員は、草案を改訂するために研究、検討する責任を有する。

政府が提出した草案については、政府首相から提出の委任を受けた者が、草案を改訂するために、司法省と連携して研究、検討を組織する責任を有する。ただし、審理、決定のため政府首相に報告する必要がある場合を除く。

2. 法律、議決の草案を提出した機関、組織、国会議員が国会常務委員会の意見と異なる意見を有する場合、審理、決定のため国会に報告する。

第5節 法律、国会常務委員会令、議決の草案に関する討論、検討、改訂及び採択

第73条 法律、国会常務委員会令、議決の草案の審理、採択

1. 国会は、一つ又は二つの国会会期において法律、議決の草案を審理、採択する；法律の草案が大規模で、条、項が多く、複雑な性質を有する場合は、国会は三つの会期で審理、採択することができる。

国会に提出する草案の書類は、国会の会期開会日の遅くとも20日前までに各国会議員に送付されなければならない。

2. 国会常務委員会は、国会常務委員会の一つ又は二つの会議において国会常務委員会令、議決の草案を審理、採択する。

草案の書類は、国会常務委員会の会議が始まる日の遅くとも20日前までに国会常務委員会の各構成員に送付されなければならない。

3. 国会、国会常務委員会に提出する草案の書類は、この法律第64条1項に規定する各資料及び草案に関する審査報告書からなる。

提出書、文書の草案及び草案に関する審査報告書は紙の書面で送付され、その余の各資料は電子書面で送付される。

第74条 一つの国会会期における法律、議決の草案の審理、採択の手順

国会は、次の手順に従い、一つの会期において法律、議決の草案を審理、採択する。

1. 草案を提出した機関、組織の代表者、国会議員が草案について説明する。
2. 審査主管機関の代表が審査報告書を陳述する。
3. 国会が、全体会議において草案の基本的な内容、異なる意見が残っている大きな事項について討論する。全体会議における討論の前に、草案は分科会において討論されることができる。
4. 討論の過程において、草案を提出した機関組織の代表者、国会議員が、国会議員が言及した草案に関係する事項について解説する。

5. 異なる意見が残っている草案の重要な事項、大きな事項について、国会が、国会常務委員会の提議に基づき表決を行う。

審査主管機関は、草案を提出した機関、組織、国会議員、国会事務総長及び関係機関、組織と連携して、国会常務委員会が異なる意見が残っている草案の重要な事項、大きな事項を想定し、表決のため国会に提出することの補佐を主管する。

6. 各国会議員が草案について討論し、意見を付した後、国会常務委員会が、以下の手順に従い、草案の研究、解説、検討、改訂を指導、組織する。

a) 審査主管機関が、草案を提出した機関、組織、国会議員、法令委員会、司法省及び関係機関、組織と連携して、草案の研究、解説、検討、改訂を主管し、国会常務委員会に提出する草案の解説、検討、改訂報告書を作成する。

b) 国会が採択を表決する日の遅くとも7日前までに、文書の技術面を精査³⁹し、完全なものにするため、草案が法令委員会の常任委員に送付される。法令委員会の常任委員は、審査主管機関の常任委員、草案を提出した機関、組織の代表者、国会議員と連携して、草案の法体系における合憲性、合法性及び統一性を保証するための精査の組織を主管する。

7. 国会常務委員会が、草案の解説、検討、改訂について国会に報告する。

草案を提出した機関、組織、国会議員が異なる意見を有する、又は政府が政府提出でない草案について異なる意見を有する場合、政府、機関、組織、国会議員は、審理、決定のため国会に報告する。

8. 国会が草案の採択を表決する。草案に異なる意見がある事項が残っている場合、国会は、草案の採択の表決の前に、国会常務委員会の提議に基づき当該事項について表決する。

9. 国会議長が、国会の法律、議決に認証署名をする。

草案が採択されなかった又は一部だけ採択された場合、国会は再提出につき審理、決定する、又は国会常務委員会の提議に基づき、次回会期において審理、採択する。

第75条 二つの国会会期における法律、議決の草案の審理、採択の手順

国会は、次の手順に従い、二つの会期において法律、議決の草案を審理、採択する。

1. 第一会期において

a) 草案を提出した機関、組織の代表者、国会議員が草案について説明する。

b) 審査主管機関の代表者が審査報告書を陳述する。

³⁹ 「精査」は、原文では“rà soát”である。

- c) 国会が、全体会議において草案の基本的な内容、異なる意見が残っている事項について討論する。全体会議における討論の前に、草案は分科会において討論されることができる。

討論の過程で、草案を提出した機関、組織の代表者、国会議員が、国会議員が言及した草案に関係する事項について解説する責任を有する。

- d) 異なる意見が残っている草案の重要な事項、大きな事項については、国会が、国会常務委員会の提議に基づき表決を行う。

審査主管機関は、草案を提出した機関、組織、国会議員、国会事務総長及び関係機関、組織と連携して、国会常務委員会が異なる意見が残っている草案の重要事項、大きな事項を想定し、表決のため国会に提出することの補佐を主管する。

- d) 国会常務委員会は、国会議員の意見及び表決の結果を取りまとめ、改訂のための基礎とするよう国会事務総長を指導する。

2. 国会の二つの会期の間の期間において、国会常務委員会は、次の手順に従い、草案の研究、解説、検討、改訂を指導、組織する。

- a) 審査主管機関の常任委員が、草案を提出した機関、組織、国会議員、法令委員会の常任委員、司法省及び関係機関、組織と連携して、草案の研究、解説、検討、改訂を主管し、草案の解説、検討、改訂報告書の草案を作成する。審査主管機関が、解説、検討、改訂報告書の草案及び改訂された文書の草案について討論するため、草案を提出した機関、組織、国会議員、法令委員会、司法省及び関係機関、組織が参加する会議を組織する。

- b) 国会常務委員会が、解説、検討、改訂報告書の草案及び改訂された文書の草案について審理、討論する；草案を提出した機関、組織、国会議員が草案の解説、検討、改訂において審査機関の意見と異なる意見を有する場合、草案を提出した機関、組織の代表者、国会議員は、審理、決定のため国会常務委員会に報告する。

- c) 国会常務委員会が、会期開会日の遅くとも45日前までに、改訂された草案及び草案の解説、検討、改訂報告書を国会議員団、国会の民族評議会及び各委員会に送付する。

国会議員団、国会の民族評議会の常任委員、委員会の常任委員が、討論、意見表明を組織し、国会の会期開会日の遅くとも20日前までに、意見の取りまとめ報告書を審査主管機関に送付する責任を有する。

- d) 審査主管機関が、国会議員、国会議員団、国会の民族評議会及び各委員会の意見を取りまとめ、草案を提出した機関、組織、国会議員と連携して草案を研究、解説、検討、改訂して、国会常務委員会に提出する草案の解説、検討、改訂報告書を完成させる。

3. 第二会期において

- a) 国会常務委員会の代表が草案の解説，検討，改訂報告書を陳述する。
草案を提出した機関，組織，国会議員が異なる意見を有する，又は政府が政府提出でない草案について異なる意見を有する場合，政府，機関，組織，国会議員は，審理，決定のため国会に報告する。
- b) 国会が，異なる意見が残っている草案の内容について討論する。
- c) 国会常務委員会が，草案の研究，解説，検討，改訂を指導，組織する。
- d) 採択を表決する日の遅くとも7日前までに，草案が，文書の技術面を精査し，完全なものにするため，法令委員会の常任委員に送付される。法令委員会の常任委員は，審査主管機関の常任委員，草案を提出した機関，組織の代表者，国会議員と連携して，草案の法体系における合憲性，合法性及び統一性を保証するための精査の組織を主管する。
- d) 国会が草案の採択の表決をする。草案に異なる意見がある事項が残っている場合，国会は，草案の採択の表決の前に，国会常務委員会の提議に基づき，当該事項について表決する。
- e) 国会議長が国会の法律，議決に認証署名をする。
草案が採択されなかった又は一部だけ採択された場合，国会は再提出につき審理，決定し，又は国会常務委員会の提議に基づき，次回会期において審理，採択する。

第76条 三つの国会会期における法律の草案の審理，採択の手順

国会は，次の手順に従い，三つの会期において法律の草案を審理，採択する。

1. 第一会期における法律の草案の審査，採択手順は，この法律第75条1項の規定に基づき実施される。
2. 国会の第一会期と第二会期の間の期間において，法律の草案の研究，解説，改訂が次の手順に従って実施される。
 - a) 法律の草案を提出した機関，組織，国会議員が，審査主管機関，法令委員会，司法省及び関係機関，組織と連携して，法律の草案の研究，解説，検討，改訂を主管し，法律案の解説，検討，改訂報告書の草案を作成する。
 - b) 国会常務委員会の決定（もしあれば）に基づき，法律の草案に関する人民の意見聴取を組織する。
 - c) 審査主管機関が，改訂された法律の草案の審査を組織する。
 - d) 国会常務委員会が，この法律第71条に規定にする手順に従って，法律の草案の改訂について審理し，意見を付する。国会常務委員会の意見を基礎として，法律の草案を提出した機関，組織，国会議員は，この法律第72条の規定に基づき，法律案を改訂するため，研究，検討をする責任を有する。

3. 第二会期において

- a) 法律の草案を提出した機関，組織の代表，国会議員が，法律の草案の解説，検討，改訂報告書，法律の草案に関する人民の意見聴取の結果報告書を陳述する（もしあれば）。
- b) 審査主管機関の代表者が，改訂された法律の草案の審査報告書を陳述する。
- c) 国会が，全体会議において法律の草案について討論する。全体会議における討論の前に，法律の草案は，分科会において討論されることができる。討論の過程において，法律の草案を提出した機関，組織の代表者，国会議員は，国会議員が言及した法律の草案に関係する事項について解説する責任を有する。
- d) 異なる意見が残っている法律の草案の重要な事項，大きな事項については，国会が，国会常務委員会の提議に基づき表決を行う。

審査主管機関は，法律の草案を提出した機関，組織，国会議員，国会事務総長及び関係機関，組織と連携して，国会常務委員会が異なる意見が残っている法律の草案の事項を想定し，表決のため国会に提出することの補佐を主管する。

- d) 国会常務委員会が，国会議員の意見及び表決の結果を取りまとめ，改訂のための基礎とするよう国会事務総長を指導する。

4. 国会の第二会期と第三会期の間の期間において，国会常務委員会は，次の手順に従って，法律の草案の研究，解説，検討，改訂を指導，組織する。

- a) 審査主管機関が，法律の草案を提出した機関，組織，国会議員，法令委員会，司法省及び関係機関，組織と連携して，法律の草案の研究，解説，検討，改訂を主管し，法律の草案の解説，検討，改訂報告書の草案を作成する。審査主管機関が，解説，検討，改訂報告書の草案及び改訂された法律の草案について討論するため，法律の草案を提出した機関，組織，国会議員，法令委員会，司法省及び関係機関，組織が参加する会議を組織する。
- b) 国会常務委員会が，解説，検討，改訂報告書の草案及び改訂された法律の草案について審理，討論する；法律の草案を提出した機関，組織，国会議員が，草案の解説，検討，改訂において審査機関の意見と異なる意見を有する場合，法律の草案を提出した機関，組織の代表者，国会議員は，審理，決定のため国会常務委員会に報告する。
- c) 国会常務委員会が，会期開会日の遅くとも45日前までに，改訂された草案及び草案の解説，検討，改訂報告書の草案を国会議員団，国会の民族評議会及び各委員会に送付する。

国会議員団、国会の民族評議会の常任委員、委員会の常任委員は、討論、意見表明を組織し、国会の会期開会日の遅くとも20日前までに、意見の取りまとめ報告書を審査主管機関に送付する責任を有する。

- d) 審査主管機関が、法律の草案を提出した機関、組織、国会議員と連携して法律の草案を研究、解説、検討、改訂し、国会常務委員会に提出する草案の解説、検討、改訂報告書を完成させるため、国会議員、国会議員団、国会の民族評議会及び各委員会の意見を取りまとめる。
5. 第三会期における法律の草案の審査、採択の手順は、この法律第75条3項の規定に基づき実施される。

法律の草案が採択されなかった又は一部だけ採択された場合、国会は国会常務委員会の提議に基づき審理、決定する。

第77条 国会常務委員会の法令、議決の草案の審理、採択の手順

1. 国会常務委員会は、次の手順に従い、一つの会議において国会常務委員会令、議決の草案を審理、採択する。
- a) 草案を提出した機関、組織の代表者、国会議員が草案について説明する。
- b) 審査主管機関の代表者が審査報告書を陳述する。
- c) 会議への参列を招待された機関、組織の代表者、個人が意見を発表する。
- d) 国会常務委員会が討論し、会議の議長が結論する。
- d) 審査主管機関の常任委員は、草案を提出した機関、組織、法令委員会の常任委員、司法省及び関係機関、組織と連携して、草案の研究、解説、検討、改訂を主管する。審査主管機関は、解説、検討、改訂報告書の草案及び改訂された文書の草案について討論するため、草案を提出した機関、組織、国会議員、法令委員会、司法省及び関係機関、組織が参加する会議を組織する。
- e) 採択を表決する日の遅くとも7日前までに、草案は、文書の技術面を精査し、完全なものにするため、法令委員会の常任委員に送付される。法令委員会の常任委員は、審査主管機関の常任委員、草案を提出した機関、組織の代表者、国会議員と連携して、草案の法体系における合憲性、合法性及び統一性を保証するための精査の組織を主管する。
- g) 審査主管機関の代表者は、草案の解説、検討、改訂について国会常務委員会に報告する。

草案を提出した機関、組織、国会議員が異なる意見を有する、又は政府が政府提出でない草案について異なる意見を有する場合、政府、機関、組織、国会議員は、審理、決定のため国会常務委員会に報告する。

- h) 国会常務委員会は、草案の採択を表決する。草案に異なる意見がある事項が残っている場合、国会常務委員会は、草案の採択の表決の前に、会議の議長の提議に基づき、当該事項について表決する。
 - i) 国会議長は、国会常務委員会の法令、議決に署名をする。
2. 国会常務委員会は、次の手順に従い、二つの会議において国会常務委員会令、議決の草案を審理、採択する。
- a) 第一の会議における提出及び討論は、この条第1項 a号、b号、c号及びd号に規定する手順に従って実施される。国会常務委員会は、改訂のための基礎とするため、審査主管機関の提議に基づき、草案の重要な事項、大きな事項を討論し、表決する。
 - b) 二つの会議の間の期間において、審査主管機関が、草案を提出した機関、組織、国会議員、法令委員会の常任委員、司法省及び関係機関、組織と連携して、国会常務委員会の指導に従って、草案の研究、解説、検討、改訂を主管する。審査主管機関は、解説、検討、改訂報告書の草案及び改訂された文書の草案について討論するため、草案を提出した機関、組織、国会議員、法令委員会、司法省及び関係機関、組織が参加する会議を組織する。
 - c) 採択の表決をする日の遅くとも5日前までに、草案は、文書の技術面を精査し、完全なものにするため、法令委員会の常任委員に送付される。法令委員会の常任委員が、審査主管機関の常任委員、草案を提出した機関、組織の代表者、国会議員と連携して、草案の法体系における合憲性、合法性及び統一性を保証するための精査の組織を主管する。
 - d) 第二の会議において、審査主管機関の代表者が、草案の改訂について国会常務委員会に報告する。

草案を提出した機関、組織、国会議員が異なる意見を有する、又は政府が政府提出でない法案、草案について異なる意見を有する場合、政府、機関、組織、国会議員は、審理、決定のため国会常務委員会に報告する。
 - d) 国会常務委員会が草案の採択を表決する。草案に異なる意見がある事項が残っている場合、国会常務委員会は、草案の採択の表決の前に、会議の議長の提議に基づき、当該事項について表決する。
 - e) 国会議長が、国会常務委員会の法令、議決に署名をする。

第78条 採択のため国会、国会常務委員会に提出する法律、国会常務委員会令、議決の草案の書類

1. 草案の解説、検討、改訂報告書
2. 改訂された草案

第79条 国会の法律、議決、国会常務委員会の法令、議決の採択の日

国会の法律、議決、国会常務委員会の法令、議決の採択の日は、国会、国会常務委員会が当該法律、法令、議決の採択を表決した日である。

第6節 法律、国会常務委員会令、議決の公布

第80条 法律、国会常務委員会令、議決の公布

1. 国家主席は、法律、国会常務委員会令が採択された日から遅くとも15日以内に、法律、国会常務委員会令を公布する。

国会常務委員会が採択したが国家主席が憲法第88条1項の規定に基づき再審理を提議する国会常務委員会令については、国会常務委員会令が採択された日から遅くとも10日以内に、国家主席は文書を国会常務委員会に送付して再審理を要求する。国会常務委員会は、直近の会議において、国家主席が意見を有する事項を再審理する責任を有する。国会常務委員会令が国会常務委員会に再表決、再採択された後、国家主席は、国会常務委員会が再採択した日から遅くとも15日以内に公布する。国家主席が依然として賛同しない場合、国家主席は直近の会期において決定するため国会に提出する。

簡易な手順、手続に従って制定、発行された法律、国会常務委員会令については、国家主席は、法律、国会常務委員会令が採択された日から遅くとも5日以内に法律、国会常務委員会令を公布する。

2. 国会事務総長は、議決が採択された日から遅くとも15日以内に、国会の議決、国会常務委員会の議決を公布する。

簡易な手順、手続に従って制定、発行された議決については、国会事務総長は、議決が採択された日から遅くとも5日以内に議決を公布する。

第IV章 国家主席の法規範文書の制定、発行

第81条 国家主席の令、決定の制定、発行

1. 国家主席は、自ら又は政府、人民最高裁判所、最高人民検察院の提議に基づき、令、決定の草案を起草する機関を決定する。
2. 起草主管機関は、令、決定の起草を組織する。
3. 国家主席は、起草主管機関に対し、国家主席の令、決定の草案の重要な事項について討論するよう要求することができる。
4. 令、決定の草案の内容に応じて、国家主席は、起草主管機関の電子情報ポータルへの全文の登載を決定する。令、決定の草案の登載は、簡易な手順、手続に従って発行された文書の場合を除き、各機関、組織、個人が意見を付すことができるようにするため、少なくとも60日間は確実に行わなければならない。

5. 起草主管機関は、令、決定の草案を改訂して国家主席へ報告するため、各機関、組織、個人の意見を研究、検討する責任を有する。
6. 国家主席は、令、決定を審理して発行署名をする。

第V章 政府、政府首相、大臣、省同格機関の長の法規範文書の制定、発行

第1節 国会の法律、議決、国会常務委員会の法令、議決、国家主席の令、決定の詳細規定文書一覧表の作成

第82条 詳細規定文書一覧表の作成の責任

1. 政府首相は、政府、政府首相、大臣、省同格機関の長に発行が委ねられた国会の法律、議決、国会常務委員会の法令、議決、国家主席の令、決定の詳細規定文書一覧表の作成を指導する。
2. 政府首相が発行する詳細規定文書一覧表は、政府の議定、政府とベトナム祖国戦線中央委員会議長団との間の合同議決、政府首相の決定、大臣、省同格機関の長の通達からなり、その中において、文書の名称、文書発行機関、発行根拠、文書の基本的な内容、発行予定時期を明示する。

第83条 詳細規定文書の制定の展開

1. 司法省は、国会の法律、議決、国会常務委員会の法令、議決、国家主席の令、決定の詳細規定文書の発行を監視⁴⁰し、これを督促する；四半期ごと及び年次に定期的に政府に報告する。
2. 大臣、省同格機関の長は、権限に基づき詳細規定文書一覧表における国会の法律、議決、国会常務委員会の法令、議決、国家主席の令、決定の詳細規定文書を制定、発行する、又は発行権限を有する機関にこれを提出する責任を有する；四半期ごと及び年次に、監視、政府への報告を取りまとめるため、詳細規定文書発行の進捗、状況を司法大臣に報告する。

第2節 議定の制定、発行

第84条 議定の制定の提議

1. 議定の制定の提議は、この法律第19条2項及び3項に規定する議定の制定、発行について適用される。

⁴⁰ 「監視」は、原文では“theo dõi”である。

2. 省、省同格機関は、自ら又は政府、政府首相の指導、機関、組織、個人の建議に基づき、審理、決定のため政府首相に提出する責任を割り当てられた部門、分野の範囲に属する議定の制定の提議を準備する。
3. 議定の制定の提議は、次の各根拠に基づき作成される。
 - a) 党の路線、方針、国家の政策
 - b) 政府の行動計画；議定により調整すべき必要がある政府の管理、統括の要求
 - c) 理論及び実践の研究、総括結果
 - d) ベトナム社会主義共和国が加盟する関係国際条約における責務

第 85 条 議定制定の提議機関の責任

1. 議定制定の提議に関係する法令の施行を総括し、現行の各法規範文書を評価する；議定制定の提議に関係する社会関係の実情を調査し、評価する。
必要な場合、関係機関、組織に対し、当該機関、組織が議定制定の提議に関係して責任を負う分野に属する各法規範文書の実施を総括し、評価するよう提議する。
2. 議定制定の提議に関係する情報、資料、ベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約の研究を組織する。必要な場合、関係機関、組織、個人に対し、議定制定の提議に関係する資料、情報の提供を要求する。
3. 議定制定の提議における政策の内容を策定する；政策の影響を評価する；政府に採択された後の議定の施行を保証する資源、条件を想定する。
4. この法律第 87 条の規定に基づく議定制定の提議書類を準備する。
5. 議定制定の提議に関係する各機関、組織の意見聴取を組織する；表明された各意見を取りまとめ、研究、解説、検討する。

第 86 条 議定制定の提議についての意見聴取

議定制定の提議を作成する機関は、次の責任を有する。

1. 議定制定の提議を作成する機関は、議定制定の提議における政策の直接的影響を受ける対象者及び関係機関、組織の意見を聴取し、意見聴取の対象ごとに適した意見を求める必要のある事項を特定し、及び意見を受け付ける住所を具体的に確定する；各機関、組織、個人が意見を表明することができるようにするため、議定制定の提議書類の全文を、政府及び議定制定の提議機関の電子情報ポータルに少なくとも 30 日間掲載する。

文書で意見聴取をする場合については、議定制定の提議の性質、内容に応じて、議定制定の提議を作成する機関は、意見聴取文書を各省、省同格機関、政府所属機関に送付する。意見を聴取される機関は、意見表明の要請を受けた日から 15 日以内に文書で回答する責任を有する。

財政省は財政的資源について意見を表明する責任を、内務省は人的資源について意見を表明する責任を、外務省はベトナム社会主義共和国が加盟する関係国際条約との適合性について意見を表明する責任を、司法省は議定制定の提議の法体系における合憲性、合法性、統一性について意見を表明する責任を有する。

2. 議定制定の提議を作成する機関は、議定制定の提議において想定される各政策に関する意見を聴取するため、直接の意見聴取を組織し、セミナー、検討会を組織することができる。
3. 議定制定の提議を作成する機関は、表明された意見を取りまとめ、研究、解説、検討する；解説、検討報告書を政府及び議定制定の提議機関の電子情報ポータルに登載する。

第 87 条 議定制定の提議書類

1. 議定制定の提議の提出書は、その中において、議定の発行の必要性；議定制定の目的、観点；議定の調整対象、範囲；議定における政策の目標、内容、選定された政策実施のための各解決方法及び選定の理由；審理、採択のため政府に提議する予定時期；議定の施行を保証するための資源、条件の想定を明示しなければならない。
2. 議定制定の提議における政策ごとの影響評価の内容は、その中において、解決が必要な事項；政策の発行目標；政策実現のための各解決方法；政策の積極的、消極的影響；各解決方法の費用、利益；各解決方法の費用、利益の比較；機関、組織の解決方法の選定及び選定の理由；行政手続への影響評価、ジェンダーへの影響評価（もしあれば）を明示しなければならない。
3. 政策に係る法令の施行の総括報告書又は政策に係る各事項の実情評価報告書
4. 表明された意見の取りまとめ、解説、検討文書；表明された意見の写し
5. 議定の草案の要綱
6. その他の資料（もしあれば）

第 88 条 議定制定の提議の査定

1. 司法省は、財政省、内務省、外務省及び関係各機関、組織と連携して、議定制定の提議の査定を主管する。
2. 司法省に送付される査定書類は、この法律第 87 条に規定する各資料からなる。

この法律第 87 条 1 項及び 2 項に規定する資料は紙の書面で送付され、その余の各資料は電子書面で送付される。

3. 司法省は、全ての書類を受領した日から20日以内に議定制定の提議を査定する責任を有する。査定内容は、次の各事項に焦点を当てる。
 - a) 議定発行の必要性；議定の調整対象，範囲
 - b) 政策内容と党の路線，方針，国家の政策との整合性
 - c) 政策の法体系における合憲性，合法性，統一性，議定制定の提議における政策内容の施行可能性及び想定される政策実現のための各解決方法
 - d) 議定制定の提議における政策内容及び政策実現のための解決方法とベトナム社会主義共和国が加盟する関係国際条約との適合性
 - d) 政策が行政手続に関係するときは，議定制定の提議における政策の各行政手続遵守の必要性，合理性，費用；政策が性平等問題に関係するときは，議定制定の提議における性平等問題への配慮
 - e) 議定制定の提議の作成手順，手続の遵守
4. 司法省は，議定制定の提議書類につき，政府に提出する条件を満たしている，書類が引き続き完成させる必要がある，書類が政府に提出する条件を満たしていない，のいずれかの結論を出す。
5. 査定報告書は，査定が終了した日から遅くとも10日以内に，議定制定の提議を作成した機関に送付されなくてはならない。議定制定の提議を作成した機関は，政府に提出する議定制定の提議を改訂し，完成させるため，査定意見を研究，検討する責任を有する。

第89条 政府による議定制定の提議の審理，採択

1. 省，省同格機関は，政府に議定制定の提議を提出する。
2. 政府への提出書類は次のものからなる。
 - a) この法律第87条に規定する改訂された各資料
 - b) 査定報告書；査定意見の解説，検討報告書
 - c) その他の資料（もしあれば）この法律第87条1項及び2項に規定する資料及びこの項第b号に規定する資料は紙の書面で送付され，その余の資料は電子書面で送付される。
3. 首相府は，各省，省同格機関の議定制定の提議書類を受領して検査し，政府の各会議における討論に議定制定の各提議を提案する責任を有する。
4. 政府は，次の手順に従って，政府の会議において議定制定の提議を審理，採択する。
 - a) 省，省同格機関の代表者が，議定制定の提議の提出書を陳述する。
 - b) 司法省の代表者が査定報告書を陳述する。
 - c) 会議への参列を招待された機関，組織の代表者が意見を発表する。
 - d) 政府が討論する。
 - d) 政府が議定制定の提議の採択を表決する。

5. 政府の議定制定の提議の討論、採択を基礎として、首相府は、司法省、議定制定の提議機関と連携して、審理及び発行署名のため政府首相に提出する政府の議定制定の提議に関する議決の起草を主管する。

第90条 議定の起草主管機関の任務

1. 議定の起草主管機関は、政府に対し、議定の起草の内容、品質及び進捗につき責任を負う。
2. 議定の起草主管機関は、次の任務を有する。
 - a) この法律第19条2項及び3項に規定する議定について、政府に採択された各政策を基礎として議定の草案の作成を組織する；詳細規定文書と詳細を規定される文書の各規定との統一性を保証する。国会の法律、議決、国会常務委員会の法令、議決、国家主席の令、決定において規定された各政策を具体的に規定する場合、この法律第19条1項に規定する議定については、政策の影響を評価しなければならない。
 - b) 必要な場合、省、省同格機関は、起草委員会を設立することができる。起草委員会は、起草を主管する省、省同格機関の指導者又は指導者の副長級である起草委員長及び起草主管機関、関係機関、組織の代表者、議定の草案の内容に属する専門的事項に精通し、起草委員会の各活動に十分参加できる条件を備えた；起草委員会の活動条件を保証する各専門家、科学者であるその他の各構成員からなる。
 - c) 草案の意見聴取、研究、検討、改訂を組織する；提出書、草案について表明された意見の解説、検討報告書を作成し、これらの各資料を政府の電子情報ポータル及び起草主管機関の電子情報ポータルに登載する。

第91条 議定の草案についての意見聴取

議定の起草過程において、起草主管機関は、この法律第57条1項、2項及び3項の規定に基づき、文書の直接的影響を受ける各対象者及び省、省同格機関、政府所属機関の意見を聴取しなければならない。

第92条 議定の草案の査定

1. 司法省は、政府に提出する前に議定の草案を査定する責任を有する。

複雑な内容、複数の部門、分野に関係する内容を有する又は司法省が起草を主管する議定の草案については、司法大臣は、関係各機関、組織の代表者、各専門家、科学者からなる査定評議会を設立する。
2. 査定のために送付される書類は次のものからなる。
 - a) 議定の草案に関する政府への提出書
 - b) 議定の草案

- c) 機関、組織、個人及び文書の直接的影響を受ける対象者の意見の取りまとめ、解説、検討報告書；省、省同格機関、政府所属機関の意見の写し
- d) 草案が行政手続の規定を有するときは、草案における行政手続の評価書；草案が性平等問題に関係する規定を有するときは、性平等問題への配慮に関する報告書

d) その他の資料（もしあれば）

この項第 a 号及び b 号に規定する資料は紙の書面で送付され、その余の資料は電子書面で送付される。

3. 査定内容は、次の各事項に焦点を当てる。

- a) 議定の草案の法体系における合憲性、合法性、統一性；ベトナム社会主義共和国が加盟する関係国際条約との適合性
- b) この法律第 19 条 1 項に規定する議定については、議定の草案の内容と詳細を規定される文書との整合性；この法律第 19 条 2 項及び 3 項に規定する議定については、議定の草案の内容と議定制定の提議において採択された各政策との整合性
- c) 議定の草案が行政手続の規定を有するときは、議定の草案における各行政手続遵守の必要性、合理性、費用；議定の草案が性平等問題に関係する規定を有するときは、議定の草案における性平等問題への配慮
- d) 議定の施行を保証するための人的、財政的資源に関する保証条件
- d) 文書起草の用語、技術及び手順、手続

4. 必要な場合、査定機関は、起草主管機関に対し、議定の草案の内容に属する事項を報告するよう要求する；自ら又は起草主管機関とともに、議定の草案の内容に属する事項に関する調査を組織する。起草主管機関は、議定の草案の査定に資する情報、資料を提供する責任を有する。

5. 査定報告書は、この条第 3 項に規定する査定内容に関する査定機関の意見及び草案が政府に提出する条件を満たしているか否かについての意見を明確に表さなければならない。

査定報告書は、査定機関が査定のために送付される全ての書類を受領した日から遅くとも 15 日以内に、起草主管機関に送付されなければならない。

6. 起草主管機関は、議定の草案を改訂、完成させるために査定意見を研究、解説、検討し、議定の草案を政府に送付すると同時に、改訂された文書の草案を添付した解説、検討報告書を査定機関に送付する責任を有する。

第 93 条 政府に提出する議定の草案の書類

- 1. 議定の草案に関する政府への提出書
- 2. 議定の草案

3. 査定報告書；査定意見の解説，検討報告書
4. 機関，組織，個人及び議定の直接的影響を受ける対象者の意見の取りまとめ，解説，検討文書
5. 草案が行政手続規定を有するときは，草案における行政手続の評価書；草案が性平等問題に関係する規定を有するときは，草案における性平等問題への配慮に関する報告書
6. この法律第19条2項及び3項に規定する議定については，議定制定の提議における各政策を採択した政府の議決
7. その他の資料（もしあれば）
この条第1項，2項及び3項に規定する資料は紙の書面で送付され，その余の資料は電子書面で送付される。

第94条 政府へ提出する前の議定の草案の改訂，完成

各省，省同格機関，政府所属機関の間で，議定の草案の内容に属する大きな事項に関して異なる意見が残っている場合，官房長官は，審理，決定のため政府に提出する前に討論するため，起草主管機関，司法省，関係各省，省同格機関，政府所属機関を領導する代表者からなる会合を組織する。この会合における意見に基づき，起草主管機関は，関係各機関と連携して，政府に提出するために引き続き草案を改訂し，完成させる。

第95条 議定の発行に関する国会常務委員会への求意見

1. この法律第19条3項に規定する議定については，発行の前に，政府は付意見のため国会常務委員会に提出する。
2. 国会常務委員会への提出資料は次のものからなる。
 - a) 発行の必要性を明示した議定の発行に関する政府の提出書；草案の各基本政策及び基本的な内容；文書の調整範囲，対象；意見を求める必要のある諸事項及び異なる意見が残っている諸事項
 - b) 議定の草案
 - c) 文書の影響評価報告書
 - d) 草案の基本的な内容に関する法令の施行の総括報告書又は草案の基本的な内容に関する社会関係の実情評価報告書
 - d) 査定報告書，査定意見の解説，検討報告書
 - e) その他の資料（もしあれば）
3. 議定の草案は，国会常務委員会が審理し，意見を付す前に，国会の民族評議会又は委員会の審査を受けなければならない。
4. 国会常務委員会は，議定の発行許可を審理し，意見を付し，決定する。
5. 政府は，国会常務委員会の意見を検討する責任を有する。

第 96 条 議定の草案の審理, 採択の手順

政府は、次の手順に従って、議定の草案を審理、採択する。

1. 起草主管機関の代表者が議定の草案について説明する。
2. 司法省の代表者が査定意見の解説、検討について発表する。
3. 首相府の代表者が討論を必要とする諸事項を特定する。
4. 会議に参列する機関、組織の代表者が意見を発表する。
5. 政府が討論する。

起草主管機関は、司法省、首相府及び関係各機関と連携して、政府の意見に従って議定の草案を改訂する。

6. 政府が議定の草案の採択を表決する。

議定が採択されなかった場合、政府首相は改訂が必要な事項を指導し、草案を再提出する時期を定めると同時に、審理、決定のため政府に提出するため、起草主管機関に草案の完成を委ねる。

7. 政府首相が議定に署名をする。

第 3 節 政府首相の決定の制定, 発行**第 97 条 政府首相の決定の起草主管機関の任務**

1. 省、省同格機関は、政府首相の割り当てに従って、政府首相の決定の起草を主管する。
2. 起草の主管を委ねられた機関は、次の任務を有する。
 - a) 法令の施行の総括；社会関係の実情の調査、評価；情報、資料、ベトナム社会主義共和国が加盟する関係国際条約の研究を組織する。
 - b) 決定の草案における政策ごとの影響を評価し、その中において、解決が必要な事項；政策の目標；政策実現のための解決方法；政策の積極的、消極的影響；各解決方法の費用、利益；各解決方法の費用、利益の比較；機関の解決方法の選定及び選定の理由；行政手続への影響、ジェンダーに関する影響（もしあれば）の評価を明示する。
 - c) 司法省、首相府及び関係各機関、組織の代表者の参加を得て、決定の草案の起草を組織する；起草過程に加わる十分な条件及び能力を有する各専門家、科学者の参加を呼びかけることができる。
 - d) 決定の草案における各政策の直接的影響を受ける対象者及び関係各機関、組織の意見を聴取する；意見聴取の対象ごとに適した意見を求める必要のある諸事項を特定し、及び意見を受け付ける住所を具体的に確定する；各機関、組織、個人が意見を表明することができるようにするため、決定の草案全文を、政府の電子情報ポータル及び決定の草案の起草主管機関の電子情報ポータルに少なくとも 60 日間掲載する。

文書で意見聴取をする場合、決定の草案の性質、内容に応じて、起草主管機関は意見聴取文書を各省、省同格機関、政府所属機関に送付する。意見を聴取される機関は、意見表明の要請を受けた日から 20 日以内に文書で回答する責任を有する。

財政省は財政的資源について意見を表明する責任を、内務省は人的資源につき意見を表明する責任を、外務省はベトナム社会主義共和国が加盟する関係国際条約との適合性につき意見を表明する責任を、司法省は決定の草案の法体系における合憲性、合法性、統一性につき意見を表明する責任を有する。

- d) 表明された各意見を取りまとめ、研究、解説、検討する；政府の電子情報ポータル及び決定の起草主管機関の電子情報ポータルに解説、検討、改訂報告書を登載する。

第 98 条 政府首相の決定の草案の査定

1. 司法省は、政府首相に提出する前に、政府首相の決定の草案を査定する責任を有する。

複雑な内容、複数の部門、分野関係する内容を有する又は司法省が起草を主管する決定の草案については、司法大臣は、関係各機関、組織の代表者、各専門家、科学者からなる査定評議会を設立する。

2. 査定のために送付される書類は次のものからなる。

- a) 決定の草案に関する政府首相への提出書
- b) 決定の草案
- c) 機関、組織、個人及び文書の直接的影響を受ける対象者の意見の取りまとめ、解説、検討報告書；省、省同格機関、政府所属機関の意見の写し
- d) 草案が行政手続の規定を有するときは、行政手続の評価書；草案が性平等問題に関する規定を有するときは、性平等問題への配慮に関する報告書
- d) その他の資料（もしあれば）

この項第 a 号及び b 号に規定される資料は紙の書面で送付され、その余の資料は電子書面で送付される。

3. 査定内容は、次の各事項に焦点を当てる。

- a) 決定の草案の調整対象、範囲；この法律第 20 条に規定する決定については決定の発行の必要性
- b) 決定の草案の内容と党の路線、方針、国家の政策との整合性
- c) 決定の草案の法体系における合憲性、合法性、統一性；ベトナム社会主義共和国が加盟する関係国際条約との適合性

- d) 決定の草案が行政手続に関係する規定を有するときは、決定の草案における各行政手続遵守の必要性、合理性、費用；決定の草案が性平等問題に関係する規定を有するときは、決定の草案における性平等問題への配慮
 - d) 決定の施行を保証するための人的、財政的資源に関する保証条件
 - e) 文書起草の用語、技術及び手順、手続
4. 必要な場合、査定機関は、起草主管機関に対し、決定の草案の内容に属する事項を報告するよう要求する；自ら又は起草主管機関とともに、決定の草案の内容に属する事項の調査を組織する。起草主管機関は、決定の草案の査定に資する情報、資料を提供する責任を有する。
 5. 査定報告書は、この条第1項に規定する査定内容に関する査定機関の意見及び草案が政府首相に提出する条件を満たしているか否かについての意見を明確に表さなければならない。
 査定報告書は、査定のために送付される全ての書類を受領した日から遅くとも15日以内に、起草主管機関に送付されなければならない。
 6. 起草主管機関は、決定の草案を改訂し、完成させるため、査定意見を研究、解説、検討し、決定の草案を政府首相に提出すると同時に、改訂された文書の草案を添付した解説、検討報告書を査定機関に送付する責任を有する。

第99条 政府首相に提出する決定の草案の書類

1. 決定の草案に関する提出書
2. 査定意見を得た後に改訂された決定の草案
3. 査定報告書；査定意見の解説、検討報告書
4. 決定の草案における政策の影響評価報告書
5. 機関、組織、個人の意見の取りまとめ、解説、検討文書
6. その他の資料（もしあれば）

この条第1項、2項及び3項に規定する資料は紙の書面で送付され、その余の各資料は電子書面で送付される。

第100条 政府首相の決定の書類の検査、処理、発行署名のための提出

1. 決定の草案の書類を全て受領した日から10日以内に、首相府は決定の草案の書類を検査する責任を有する。各省、省同格機関、政府所属機関の間で、政府首相の決定の草案の内容に属する大きな事項に関して異なる意見が残っている場合、官房長官は、審理、決定のため政府首相に提出する前に解決するため、起草主管機関、司法省、関係省、省同格機関、政府所属機関を領導する代表者からなる会合を組織する。

この会合における意見に基づき、起草主管機関は、各関係機関と連携して、引き続き政府首相に提出する決定の草案を改訂し、完成させる。

政府首相が決定の草案について意見を有する場合、起草主管機関は、司法省及び首相府と連携して、決定の草案の改訂、完成を主管し、決定の発行署名のため政府首相に提出する。

2. 政府首相は、決定を審理して発行署名をする。

第4節 大臣、省同格機関の長の通達の制定、発行

第101条 通達の起草

1. 大臣、省同格機関の長は通達の制定、発行を指導する；法制組織が起草を主管せず、関係部局が通達起草を組織する場合、省、省同格機関に属する部局に対し、法制組織と連携して主管するよう割り当てる。
2. 通達の起草過程において、起草を主管する省、省同格機関は、文書の直接的影響を受ける対象者の意見を聴取し；意見聴取の対象ごとに適した意見を求める必要のある事項を特定し、及び意見を受け付ける住所を具体的に確定し；草案の全文を、政府の電子情報ポータル及び省、省同格機関の電子情報ポータルに少なくとも60日間掲載する。

通達の草案の性質及び内容に応じて、省、省同格機関は、その他の各省、省同格機関、政府所属機関、省級人民評議会、人民委員会、その他の各機関、組織、各専門家、科学者の意見を聴取することができる。意見を聴取される機関、組織は、意見表明の要請を受けた日から遅くとも20日以内に、文書で回答する責任を有する。

3. 起草を割り当てられた部局は、関係各部局と連携して、意見の研究、検討を主管し、通達の草案を完成させる。

第102条 通達の草案の査定

1. 省、省同格機関に属する法制組織は、大臣、省同格機関の長に提出する前に、通達の草案を査定する責任を有する。

人、企業の権利、義務、利益に直接影響を与え、複数の部門、複数の領域に関係する規定を有する又は法制組織が起草を主管する通達については、大臣、省同格機関の長は、関係機関、組織、部局、各専門家、科学者が参加する査定諮問評議会を設立する。

2. 査定のために送付される書類は次のものからなる。
 - a) 通達の草案に関する提出書
 - b) 通達の草案
 - c) 機関、組織、個人及び草案の直接的影響を受ける対象者の意見の取りまとめ、解説、検討文書；表明された意見の写し

- d) 影響評価報告書；法律により行政手続の規定の委任を受けた場合における行政手続の評価書；性平等問題の配慮に関する報告書（もしあれば）
 - d) その他の資料（もしあれば）
この項第 a 号及び b 号に規定する資料は紙の書面で送付され、その余の資料は電子書面で送付される。
3. 査定内容は、次の諸事項に焦点を当てる。
- a) 通達の発行の必要性；通達の調整対象，範囲
 - b) 通達の草案の内容と党の路線，方針，国家の政策との整合性
 - c) 通達の草案の法体系における合憲性，合法性，統一性；ベトナム社会主義共和国が加盟する関係国際条約との適合性
 - d) 通達の草案が行政手続の規定を有するときは，通達の草案における各行政手続遵守の必要性，合理性，費用；通達の草案が性平等問題に関する規定を有するときは，通達の草案における性平等問題への配慮
 - d) 通達を施行するための人的，財政的資源に関する保証条件
 - e) 文書起草の用語，技術及び手順，手続
4. 査定報告書は，この条第 3 項に規定する査定内容に関する法制組織の意見を明確に表さなければならない。
査定報告書は，査定のために送付される全ての書類を受領した日から遅くとも 10 日以内に，起草主管部局に送付されなければならない。
5. 起草の主管を割り当てられた部局は，草案を改訂するため，関係部局と連携して査定意見を研究，検討する責任を有する。

第 103 条 大臣，省同格機関の長に提出する通達の草案の書類

- 1. 通達の草案に関する大臣，省同格機関の長への提出書
- 2. 通達の草案
- 3. 査定報告書；査定意見の解説，検討報告書
- 4. 機関，組織，個人及び草案の直接的影響を受ける対象者の意見の取りまとめ，解説，検討文書
- 5. 影響評価報告書；法律により行政手続の規定の委任を受けた場合における行政手続の評価書；性平等問題への配慮報告書（もしあれば）
- 6. その他の資料（もしあれば）
この条第 1 項，2 項及び 3 項に規定する資料は紙の書面で送付され，その余の各資料は電子書面で送付される。

第 104 条 通達の審理，発行署名の手順

- 1. 起草主管部局は，大臣，省同格機関の長に対し，通達の草案について報告する。

草案に各部局の間で異なる意見が残っている場合、法制組織は、関係各部局と連携して、大臣、省同格機関の長に提出する前の意見統一を主管する。

この会合における意見に基づき、起草主管部局は、関係法制組織、各部局と連携して、大臣、省同格機関の長に提出する通達の草案を改訂し、完成させる。

2. 大臣、省同格機関の長は、通達を審理して発行署名をする。

第 VI 章 最高人民裁判所裁判官評議会、最高人民裁判所長官、最高人民検察院長官、国家会計検査院院長の法規範文書の制定、発行

第 105 条 最高人民裁判所裁判官評議会の議決の制定、発行

1. 最高人民裁判所裁判官評議会の議決の草案は、最高人民裁判所長官が起草を組織、指導する。
2. 議決の草案は、機関、組織、個人が意見を付することができるようにするため、政府の電子情報ポータル及び最高人民裁判所の電子情報ポータルに少なくとも 60 日間掲載される。

議決の草案は、最高人民検察院、司法省、関係省、省同格機関、ベトナム法律家協会及びベトナム弁護士連合会の意見を聴取するため、送付されなければならない。

3. 最高人民裁判所長官は、議決の草案に対して表明された意見の検討を指導する。
4. 最高人民裁判所長官は、最高人民検察院、司法省及び関係機関、組織、部局、各専門家、科学者が参列する最高人民裁判所裁判官評議会の議決草案査定諮問評議会を設立する。
5. 議決の草案は、最高人民検察院長官及び司法大臣が参列する最高人民裁判所裁判官評議会の会議において討論される。

6. 最高人民裁判所裁判官評議会は、議決の草案を採択するための会議を組織する。

最高人民検察院長官、司法大臣は、最高人民裁判所裁判官評議会の議決に賛同しない場合、国会常務委員会が直近の会議において審理し、意見を付することができるよう、これに報告することができる。

7. 最高人民裁判所長官は、最高人民裁判所裁判官評議会の議決に署名をする。

第 106 条 最高人民裁判所長官の通達の制定、発行

1. 最高人民裁判所長官の通達の草案は、最高人民裁判所長官が起草を組織、指導する。

2. 起草の主管を割り当てられた部局は、草案に関する法令の施行、実施を総括する；関係する情報、資料を研究する；草案の要綱、編纂書及び改訂書を準備する；意見聴取を組織する；草案に関する提出書及び資料を準備する責任を有する

通達の草案は、機関、組織、個人が意見を付することができるようにするため、最高人民裁判所の電子情報ポータルに少なくとも60日間掲載される。草案の性質及び内容に応じて、最高人民裁判所長官は、地方の人民裁判所、軍事裁判所及び関係機関、組織の意見を聴取するため、通達の草案の送付を決定する。

3. 最高人民裁判所裁判官評議会は、最高人民裁判所長官の通達の草案について討論し、意見を付する。
4. 最高人民裁判所長官は、表明された意見の検討を指導し、通達を審理して発行署名をする。

第107条 最高人民検察院長官の通達の制定、発行

1. 最高人民検察院長官の通達の草案は、最高人民検察院長官が起草を組織、指導する。
2. 起草の主管を割り当てられた部局は、草案に関する法令の施行、実施を総括する；関係する情報、資料を研究する；草案の要綱、編纂書及び改訂書を準備する；意見聴取を組織する；草案に関する提出書及び資料を準備する責任を有する

通達の草案は、機関、組織、個人が意見を付することができるようにするため、最高人民検察院の電子情報ポータルに少なくとも60日間掲載される。

草案の性質及び内容に応じて、最高人民検察院長官は、地方の人民検察院、軍事検察院及び関係機関、組織の意見を聴取するため、通達の草案の送付を決定する。

3. 最高人民検察院検察委員会は、最高人民検察院長官の通達の草案について討論し、意見を付する。
4. 最高人民検察院長官は、表明された意見の検討を指導し、通達を審理して発行署名をする。

第108条 国家会計検査院院長の決定の制定、発行

1. 国家会計検査院院長の決定の草案は、国家会計検査院院長が起草を組織、指導する。
2. 決定の草案は、機関、組織、個人が意見を付することができるようにするため、国家会計検査院の電子情報ポータルに少なくとも60日間掲載される。

3. 草案の性質及び内容に応じて、国家会計検査院院長は、関係機関、組織の意見を聴取するため、草案の送付を決定する。
4. 国家会計検査院院長は、表明された意見の検討を指導し、決定を審理して発行署名をする。

第 VII 章 合同法規範文書の制定、発行

第 109 条 合同議決の制定、発行

1. 国会常務委員会又は政府とベトナム祖国戦線中央委員会議長団との間の合同議決の草案は、追貝常務委員会又は政府が起草主管機関を割り当てるところによる。
2. 起草主管機関は、草案の起草を組織する責任を有する。
3. 合同議決の草案の起草過程において、起草主管機関は、この法律第 57 条 1 項、2 項及び 3 項の規定に基づき、各機関、組織、個人の意見聴取を組織する責任を有する。
4. 発行前に、国会常務委員会とベトナム祖国戦線中央委員会議長団との間の合同議決の草案は、国会の民族評議会、委員会の審査を受けなければならない；政府とベトナム祖国戦線中央委員会議長団との間の合同議決の草案は、司法省の査定を受けなければならない。

査定の書類、内容は、この法律第 58 条 2 項及び 3 項の規定に基づく；審査の書類、内容はこの法律第 64 条 1 項及び第 65 条の規定に基づく。

5. 起草主管機関は、表明された意見を検討し、草案を改訂する責任を有する。
6. 草案は、合同議決の発行権限を有する機関、組織の意見が一致した時に採択される。

国会議長又は政府首相及びベトナム祖国戦線中央委員会議長は、共に合同議決の発行署名をする。

第 110 条 合同通達の制定、発行

1. 最高人民裁判所長官と最高人民検察院長官との間の合同通達；最高人民裁判所長官、最高人民検察院長官と大臣、省同格機関の長との間の合同通達の草案は、最高人民裁判所長官、最高人民検察院長官、大臣、省同格機関の長が合意し、起草主管機関を割り当てるところによる。
2. 起草主管機関は、草案の起草を組織する責任を有する。
3. 草案は、機関、組織、個人が意見を付することができるようにするため、起草主管機関の電子情報ポータルに少なくとも 60 日間掲載される。

最高人民裁判所長官、最高人民検察院長官との間の合同通達；大臣、省同格機関の長と最高人民裁判所長官、最高人民検察院長官との間の合同通達の

草案については、最高人民裁判所裁判官評議会の各構成員、最高人民検察院検察委員会の各構成員の意見が聴取されなければならない。

4. 起草主管機関は、表明された意見を研究し、草案を改訂する責任を有する。
5. 草案は、合同通達の発行権限を有する機関、組織の意見が一致した時に採択される。

最高人民裁判所長官、最高人民検察院長官、大臣、省同格機関の長は、共に合同通達の発行署名をする。

第 VIII 章 省級人民評議会の議決の制定、発行

第 111 条 議決制定の提議

1. 省級人民委員会、省級人民評議会の各委員会及び同級のベトナム祖国戦線委員会は、上級国家機関の法規範文書に基づき、自ら又は機関、組織、人民評議会議員の提案に従い、上級国家機関の法規範文書において委任を受けた事項の詳細を規定するため又は省級人民評議会の任務、権限を実施するため、人民評議会の議決制定を提議する責任を有する。
2. 省級人民評議会の議決制定の提議は、人民評議会の常任委員が審理し、決定するため、これに送付される。
3. この法律第 27 条 2 項、3 項及び 4 項に規定する内容を有する省級人民評議会の議決制定の提議は、人民評議会の常任委員への提出前に、この法律第 112 条から第 116 条までの規定に基づき実施されなければならない。

第 112 条 議決制定の提議機関の任務

1. 議決制定の提議に関係する法令の施行を総括し、又は各現行法規範文書を評価する；議決の草案の基本的な内容に関係する社会関係の実情を調査、評価する。
必要な場合において、関係機関、組織に対し、当該機関、組織が草案の内容に関係する責任を負う分野に属する各法規範文書の実施の総括、評価をするよう提議する。
2. 情報、資料、ベトナム社会主義共和国が加盟する関係国際条約の研究を組織する。必要な場合において、関係機関、組織、個人に対し、議決の草案に関係する資料、情報を提供するよう要求する。
3. 議決制定の提議における政策の内容を策定する；政策の影響を評価する；人民評議会に採択された後の議決の施行を保証するための資源、条件を想定する；
4. この法律第 114 条の規定に基づき、議決制定の提議書類を準備する。

- 5 議決制定の提議に関する関係機関、組織の意見聴取を組織する；表明された意見を取りまとめ、研究し、検討を解説する。

第 113 条 議決制定の提議に関する意見聴取

1. 議決制定の提議機関は、議決制定の提議における政策の直接的影響を受ける対象者、及び各関係機関、組織の意見を聴取し；意見聴取の対象ごとに適した意見を求める必要のある諸事項を特定し、及び意見を受け付ける住所を具体的に確定し；機関、組織、個人が意見を付することができるようにするため、議決制定の提議書類の全文を、省、中央直轄都市の電子情報ポータルに少なくとも 30 日間掲載する責任を有する。

この項の規定に基づく意見聴取のための掲載のほかに、意見聴取は、直接意見を聴取する、草案を送付して意見表明を要請する、セミナーを組織する、又は各機関、組織、個人が意見参加するためにマスメディアを経由するという形式によることができる。

2. 議決の草案の直接的影響を受ける対象者の意見を聴取するときは、意見聴取機関は、意見を聴取する必要のある諸事項を確定し、意見を聴取される各対象が議決の草案に対する意見を表明するため、意見聴取を組織した日から少なくとも 10 日間を確保する。必要な場合において、議決制定の提議機関は、議決の草案の直接的影響を受ける各対象者に対し、政策に関する直接協議を組織する。
3. 議決制定の提議に関する意見を聴取される機関、組織は、意見表明の要請を受けた日から 10 日以内に文書で回答する責任を有する。

第 114 条 議決制定の提議書類

1. 議決制定の提議の提出書は、その中において、議決発行の必要性；議決制定の目的、観点；議決の調整対象、範囲；議決の草案における政策の目標、内容及び選定された政策実現のための各解決方法；人民評議会が提議を審理、採択する予定時期；議決の施行を保証するための想定資源、条件を明示しなければならない。
2. 議決制定の提議における政策ごとの影響評価の内容は、その中において、解決が必要な事項；政策発行の目標；政策実現のための各解決方法；政策の積極的、消極的影響；各解決方法の費用、利益；各解決方法の費用、利益の比較；機関、組織の解決方法の選定及び選定の理由；政策のジェンダー問題及びジェンダーへの影響の確定を明示しなければならない。
3. 法令施行の総括報告書又は政策に関係する各事項の実情評価書
4. 各機関、組織、個人及び直接的影響を受ける対象者から表明された意見の取りまとめ、解説、検討文書；表明された意見の写し

5. 議決の草案の要綱
6. その他の資料（もしあれば）

第 115 条 省級人民委員会が提出した議決制定の提議の査定

1. 司法局は、財政局、内務局及び関係各機関、組織と連携して、議決制定の提議の査定を主管する。
2. 査定のために送付される議決制定の提議書類は、この法律第 114 条に規定する各資料からなる。
この法律第 114 条 1 項及び 2 項に規定する資料は紙の書面で送付され、その余の資料は電子書面で送付される。
3. 議決制定の提議の査定期限は、査定のために送付される全ての書類を受領した日から 15 日間とする。査定内容はこの法律第 39 条 3 項の規定に従う。
4. 査定報告書は、この条第 3 項に規定する査定内容及び議決制定の提議が、省級人民委員会が審理し決定する条件を満たしているか否かに関する司法局の意見を明確に表さなければならない。
5. 査定報告書は、議決制定の提議をした機関に対し、査定を終了した日から遅くとも 10 日以内に送付されなければならない。議決制定の提議機関は、議決制定の提議を改訂し、議決の草案を省級人民委員会に提出すると同時に改訂された議決制定の提議を添付した解説、検討報告書を司法局に送付するため、査定意見を解説、検討する責任を有する。

第 116 条 議決制定の提議における政策の採択

1. 省級人民委員会が提出した議決制定の提議については、人民委員会は、議決制定の提議ごとにおける各政策を採択するため、審理し、集団討論し、及び多数決に基づき表決する責任を有する。
2. この法律第 111 条に規定するその他の機関、組織が提議した議決制定の提議については、当該機関、組織は、議決制定の提議における各政策を採択する責任を有する。

第 117 条 議決制定の提議の提出

1. この法律第 111 条に規定する機関、組織は、人民評議会の常任委員に対し、議決制定の提議書類を提出する。
2. この法律第 27 条 1 項に規定する議決制定の提議書類は次のものからなる。
 - a) 議決制定の提議に関する提出書
 - b) 議決発行の根拠に関する説明書；議決の調整対象、範囲；議決の基本的な内容；人民評議会が提議を審理、採択する予定時期；議決の施行を保証するための想定資源、条件

3. この法律第 27 条 2 項, 3 項及び 4 項に規定する議決制定の提議書類は次のものからなる。
 - a) この法律第 114 条に規定する資料
 - b) 司法局の議決制定の提議の査定報告書
 - c) この法律第 116 条に規定する権限を有する機関の, 議決制定の提議における政策の採択決定

第 118 条 議決の起草主管機関, 組織の割り当て

省級人民評議会の常任委員は, 議決制定の提議を審理する; 了承する場合, 議決の草案を提出する機関, 組織を割り当て, 省級人民評議会へ議決の草案を提出する期限を決定する; 提出機関, 組織は, 議決の草案の起草主管機関, 組織, 起草連携機関を割り当てる。

第 119 条 議決の起草主管機関, 組織の任務

1. 議決の草案の作成を組織し, 議決の草案の内容がこの法律第 27 条 1 項に規定する議決に詳細規定を委任した法規範文書における各規定と整合することを保証する; 議決の草案がこの法律第 27 条 2 項, 3 項及び 4 項に規定する議決について採択された各政策と統一することを保証する。
2. 意見聴取を組織し, 草案を研究, 検討, 改訂する; 提出書, 草案及びその他の各資料に関して表明された意見の解説, 検討報告書を作成する; これらの各資料を省, 中央直轄都市の電子情報ポータルに登載する。

第 120 条 議決の草案に対する意見聴取

1. 省級人民評議会の議決の草案は, 各機関, 組織, 個人が意見を表明することができるようにするため, その全文が省, 中央直轄都市の電子情報ポータルに少なくとも 30 日間登載されなければならない。
2. 起草主管機関は, 関係機関, 組織の意見聴取を組織する。

議決の直接的影響を受ける対象者の意見を聴取する場合において, 意見聴取機関は, 意見聴取の必要のある諸事項を確定し, 意見を聴取される各対象が文書の草案について意見を表明するため, 意見聴取機関が意見聴取をした日から少なくとも 30 日間を確保する責任を有する。
3. 意見を聴取される機関, 組織は, 文書の草案を受領した日から 10 日以内に文書で回答する責任を有する。

第 121 条 省級人民委員会が提出する議決の草案の査定

1. 同級の人民委員会が提出する省級人民評議会の議決の草案は, 人民委員会に提出する前に司法局の査定を受けなければならない。

必要な場合において、司法局は、起草主管機関に対し、議決の草案の内容に属する諸事項を報告するよう要求する；自ら、又は起草主管機関とともに議決の草案の内容に属する諸事項に関する調査を組織する。起草主管機関は、議決の草案の査定に資する情報、資料を提供する責任を有する。

複数の分野に関係する又は司法局が起草を主管する議決の草案については、司法局長は、関係各機関、組織の代表者、各専門家、科学者からなる査定諮問評議会を設立する。

人民委員会が会議を行う日の遅くとも 20 日前までに、起草主管機関は、議決の草案の書類を司法局の査定のために送付しなければならない。

2. 査定のために送付する書類は、次のものからなる。
 - a) 議決の草案に関する人民委員会への提出書
 - b) 議決の草案
 - c) 機関、組織、個人から表明された意見の取りまとめ、解説、検討文書；表明された意見の写し
 - d) その他の資料（もしあれば）

この項第 a 号及び b 号に規定する資料は紙の書面で送付され、その余の資料は電子書面で送付される。

3. 査定内容は次のものからなる。
 - a) 議決の草案の調整対象、範囲
 - b) 議決の草案の法体系における合憲性、合法性及び統一性
 - c) 議決の草案の内容と人民評議会に詳細規定を委任した文書における各規定との整合性；議決の草案の内容とこの法律第 116 条の規定に基づき採択された議決制定の提議における各政策との整合性
 - d) 文書起草の用語、技術

4. 査定報告書は、この条第 3 項に規定する査定内容に関する査定機関の意見及び草案が人民委員会に提出する条件を満たしているか否かに関する意見を明確に表さなければならない。

査定報告書は、起草主管機関に対し、司法局が査定のために送付される全ての書類を受け取ってから 10 日以内に送付されなければならない。

5. 起草主管機関は、議決の草案を改訂、完成し、議決の草案を人民委員会に提出すると同時に改訂された文書の草案を添付した解説、検討報告書を司法局に送付するため、査定意見を解説、検討する責任を有する。

第 122 条 省級人民委員会へ提出する議決の草案の書類

1. 省級人民委員会へ提出する議決の草案の書類は、次のものからなる。
 - a) 議決の草案に関する省級人民委員会への提出書
 - b) 議決の草案

- c) 査定報告書；査定意見の解説，検討報告書
- d) 機関，組織，個人から表明された意見の取りまとめ，解説，検討文書
- d) その他の資料（もしあれば）

この項第 a 号，b 号及び c 号に規定する資料は紙の書面で送付され，その余の資料は電子書面で送付される。

2. 起草主管機関は，人民委員会の各委員に送付するため，人民委員会が会議を行う日の遅くとも 3 営業日前までに，議決の草案の書類を人民委員会に送付する責任を有する。

第 123 条 省級人民評議会の議決の草案に対する同級人民委員会の責任

1. 省級人民委員会が提出する議決の草案については，人民委員会は，議決の草案の同級人民評議会への提出を決定するため，審理し，集団討論し，及び多数決に基づき表決する責任を有する。
2. その他の機関，組織が提出する議決の草案については，人民委員会は，文書で意見参加する責任を有する。

人民評議会の会期開会日の遅くとも 25 日前までに，議決の草案を提出した機関，組織は，人民委員会が意見参加するため，提出書，議決の草案及び各関係資料を省級人民委員会に送付しなければならない。

人民評議会の会期開会日の遅くとも 20 日前までに，人民委員会は，意見を文書で，議決の草案を提出した機関，組織に送付しなければならない。

第 124 条 省級人民評議会の議決の草案の審査

1. 省級人民評議会の議決の草案は，人民評議会に提出する前に，同級人民評議会の委員会の審査を受けなければならない。
2. 人民評議会の会期開会日の遅くとも 15 日前までに，議決の草案を提出した機関は，議決の草案の書類を，審査を割り当てられた人民評議会の委員会が審査をするため，これに送付しなければならない。審査のための送付書類は，次のものからなる。
 - a) 議決の草案に関する人民評議会への提出書
 - b) 議決の草案
 - c) 人民委員会が提出した議決の草案についての査定報告書及び査定意見の解説，検討報告書；省級人民評議会の委員会，省級ベトナム祖国戦線の委員会が提出した草案に対する人民委員会の意見及び人民委員会の意見の解説，検討報告書
 - d) 機関，組織，個人から表明された意見の取りまとめ，解説，検討文書；表明された意見の写し
 - d) その他の資料（もしあれば）

この項第 a 号、b 号及び c 号に規定する資料は紙の書面で送付され、その余の資料は電子書面で送付される。

3. 審査の内容は、以下の各事項に焦点を当てる。
 - a) 異なる意見が残っている議決の草案の内容及び諸事項
 - b) 議決の草案の内容と、党の路線、方針、国家の政策との整合性
 - c) 議決の草案の内容と、地方の経済社会の発展状況、条件との整合性
 - d) 議決の草案の法体系における合憲性、合法性及び統一性
4. 審査報告書は、この条第 3 項に規定する審査内容に属する諸事項に関する審査機関の観点を明確に表し、修正、補充が必要な諸内容、異なる意見がある諸事項に対する審査主管機関の処理計画案を提案しなければならない。

審査報告書は、人民評議会の会期開会日の遅くとも 10 日前までに、人民評議会の常任委員に送付されなければならない。

第 125 条 省級人民評議会へ提出する議決の草案の書類

1. 省級人民評議会の常任委員は、人民評議会議員に送付するための議決の草案の書類の準備を指導する。議決の草案の書類は、次のものからなる。
 - a) この法律第 124 条 2 項に規定する資料
 - b) 審査報告書
 - c) その他の機関、組織が提出した議決の草案に対する省級人民委員会の意見
 - d) その他の資料（もしあれば）

この法律第 124 条 2 項 a 号及びこの項 b 号に規定する資料は紙の書面で送付され、その余の資料は電子書面で送付される。

2. 議決の草案の書類は、人民評議会の会期開会日の遅くとも 7 日前までに、各人民評議会議に送付されなければならない。

第 126 条 省級人民評議会の議決の草案の審理、採択の手順

1. 人民評議会の会期における議決の草案の審理、採択は、次の手順に従い行われる。
 - a) 議決の草案の提出機関、組織の代表者が、議決の草案を説明する。
 - b) 審査を割り当てられた人民評議会の委員会の代表者が、審査報告書を陳述する。
 - c) 人民評議会が討論する。
 - d) 省級人民評議会の常任委員が、審査を割り当てられた人民評議会の委員会に対し、提出機関、組織、司法局と連携して、議決の草案の解説、検討、改訂を主管するよう指導する。
 - d) 人民評議会が討論し、議決の草案の採択を表決する。

2. 議決の草案は、人民評議会議員総数の過半数の賛成表決を得たときに採択される。
3. 人民評議会議長は、議決の認証署名をする。

第 IX 章 省級人民委員会の決定の制定、発行

第 127 条 省級人民委員会の決定制定の提議

1. 省級人民委員会に属する専門機関、県級人民委員会委員長は、省級人民委員会の決定制定を提議する責任を有する。
2. 決定制定の提議は、決定の名称、発行の必要性、調整対象、範囲、基本的な内容、発行予定時期、起草主管機関を明示しなければならない。詳細を規定するよう委任を受けた諸事項を定める決定については、提案機関⁴¹は、具体的な規定の委任内容、範囲を明確に確定するため、中央国家機関による法規範文書及び同級人民評議会の議決を精査しなければならない。
3. 省級人民委員会の事務局は、決定発行の提議の審理、検査を主管し、司法局と連携し、省級人民委員会委員長が決定するよう報告する。

第 128 条 省級人民委員会の決定の起草

1. 省級人民委員会委員長は、決定の起草主管機関を割り当てる。
2. 起草主管機関は、以下の各任務を有する。
 - a) 地方における社会関係の実情を調査、評価する；決定草案に関係する党の路線、方針、国家の政策、上級国家機関の文書、同級人民評議会の議決及び資料を研究する。
 - b) 草案を作成し、決定の草案を提出する
 - c) 決定の草案が、上級国家機関の文書において規定された各政策を具体化する規定を有する場合における文書の影響を評価する；法律が委任する場合における行政手続の影響を評価し、ジェンダーに関する影響を評価する（もしあれば）。
 - d) 意見を取りまとめ、研究、検討し、決定の草案を改訂して完成させる。

第 129 条 省級人民委員会の決定の草案に関する意見聴取

起草主管機関は、この法律第 120 条の規定に従って、文書の直接的影響を受ける対象者及び各関係機関、組織の意見聴取を組織する。

第 130 条 省級人民委員会の決定の草案の査定

⁴¹ 「提案機関」は、原文では“cơ quan đề xuất”であるが、「提議機関」の誤記かと思われる。

司法局は、省級人民委員会に提出する前に決定の草案を査定する責任を有する。査定の期限、書類、内容、査定報告は、この法律第121条の規定に基づき実施される。

第131条 省級人民委員会に提出する決定の草案の書類

起草主管機関は、人民委員会の各委員に送付するため、人民委員会が会議を行う日の遅くとも3営業日前までに、決定の草案の書類を省級人民委員会に送付する。決定の草案の書類は、この法律第125条1項の規定に基づく。

第132条 省級人民委員会の決定の草案の審理、採択の手順

1. 決定の草案の性質及び内容に応じて、省級人民委員会委員長は、決定の草案の審理、採択の方式を決定する。決定の草案が省級人民委員会の会議において審理、採択される場合において、次の手順に従う。
 - a) 起草主管機関の代表者が決定の草案を説明する。
 - b) 司法局の代表者が、査定意見の解説、検討について発表する。
 - c) 省級人民委員会の事務局の代表者が意見を陳述する。
 - d) 省級人民委員会が討論し、決定の草案の採択を表決する。
2. 決定の草案は、省級人民委員会の委員総数の過半数の賛成表決を得たときに採択される。
3. 省級人民委員会委員長は、決定に署名をする。

第X章 県級人民評議会、人民委員会の法規範文書の制定、発行

第133条 県級人民評議会の議決の起草

1. 県級人民評議会の議決の草案は、県級人民委員会が提出する。人民評議会の議決の性質及び内容を基礎として、県級人民委員会は起草主管機関を割り当てる。起草主管機関は、草案を作成し、議決の草案を提出する責任を有する。
2. 議決の草案の性質及び内容を基礎として、起草主管機関は、関係機関、組織、議決の直接的影響を受ける対象者の意見聴取を組織する。

意見を聴取される関係機関、組織は、議決の草案を受領した日から7日以内に文書で回答する責任を有する。

議決の直接的影響を受ける対象者の意見を聴取する場合において、意見聴取機関、組織は、意見聴取の必要のある諸事項、意見を受け付ける住所を確定し、意見を聴取される各対象が議決の草案について意見を表明するため、意見聴取を組織した日から少なくとも7日間を確保する責任を有する。

第134条 県級人民評議会の議決の草案の査定

1. 司法課⁴²は、県級人民委員会に提出する前に、県級人民評議会の議決の草案を査定する責任を有する。

人民委員会が会議を行う日の遅くとも10日前までに、起草主管機関は、県級人民評議会の議定の草案の書類を、査定のために司法課に送付しなければならない。

2. 査定の期限、書類、内容及び査定報告は、この法律第121条2項、3項、4項及び5項の規定に基づき実施する

第135条 県級人民評議会の議決の草案に対する同級人民委員会の責任

1. 県級人民委員会は、議決の草案の同級人民評議会への提出に関し、審理し、討論し、表決する責任を有する。
2. 県級人民委員会は、同級人民評議会の各議員に送付するため、会期開会日の遅くとも7日前までに、提出書、議決の草案及び関係資料を人民評議会の常任委員に送付する責任を有する。

第136条 県級人民評議会の議決の草案の審査

県級人民評議会の議決の草案は、人民評議会に提出する前に、同級人民評議会の委員会の審査を受けなければならない。人民評議会の会期開会日の遅くとも10日前までに、人民委員会は、議決の草案を、審査を割り当てられた民評議会の委員会に送付する責任を有する。審査の書類、内容及び審査報告は、この法律第124条2項、3項及び4項の規定に従う。

審査を割り当てられた人民評議会の委員会は、人民委員会の各議員に送付するため、会期開会日の遅くとも7日前までに、審査報告書を人民委員会の常任委員に送付する責任を有する。

第137条 県級人民評議会の議決の草案の審理、採択の手順

1. 人民評議会の会期における議決の草案の審理、採択は、次の手順に従い行われる。
 - a) 人民委員会の代表者が議決の草案を説明する。
 - b) 審査を割り当てられた人民評議会の委員会の代表者が審査報告書を陳述する。
 - c) 人民評議会が討論し、議決の草案の採択を表決する。
2. 議決の草案は、人民評議会の議員総数の過半数の賛成表決を得たときに採択される。
3. 人民評議会議長は、議決の認証署名をする。

⁴² 「司法課」は、原文では“Phòng Tư pháp”である。

第138条 県級人民委員会の決定の起草

1. 県級人民委員会の決定の草案は、人民委員会委員長が人民委員会に属する専門機関に起草を割り当て、直接指導する。起草機関は、草案及び決定の草案の提出書を作成する責任を有する。
2. 決定の草案の性質及び内容に基づき、起草機関は、関係機関、組織、決定の直接的影響を受ける対象者の意見聴取を組織する。

意見を聴取される関係機関、組織は、決定の草案を受領した日から7日以内に文書で回答する責任を有する。

決定の直接的影響を受ける対象者の意見を聴取する場合において、意見聴取機関は、意見聴取の必要のある諸事項を確定し、意見を聴取される各対象が決定の草案について意見を表明するため、意見聴取を組織した日から少なくとも7日間を確保する責任を有する。

第139条 県級人民委員会の決定の草案の査定

1. 司法課は、提出前に、県級人民委員会の決定の草案を査定する責任を有する。

人民委員会の会議の遅くとも10日前までに、起草機関は、査定のために、決定の草案の書類を司法課に送付しなければならない。

2. 査定のために送付する書類は、次のものからなる。
 - a) 決定の草案に関する人民委員会への提出書
 - b) 決定の草案
 - c) 決定の草案に関する意見の取りまとめ文書
 - d) その他の資料（もしあれば）
3. 査定の内容及び報告は、この法律第121条3項、4項及び5項の規定に基づき実施する。
4. 人民委員会の会議の遅くとも5日前までに、司法課は、査定報告書を起草機関に送付しなければならない。

第140条 県級人民委員会に提出する決定の草案の書類

1. 起草機関は、人民委員会の各委員に送付するため、人民委員会が会議を行う日の遅くとも3営業日前までに、決定の草案の書類を県級人民委員会に送付する。
2. 人民委員会に提出する決定の草案の書類は、次のものからなる。
 - a) この法律第139条2項に規定する資料
 - b) 査定報告書

この法律第139条2項a号及びb号並びにこの項b号に規定する資料は紙の書面で送付され、その余の資料は電子書面で送付される。

第141条 県級人民委員会の決定の草案の審理、採択の手順

1. 決定の草案の性質及び内容に応じて、県級人民委員会委員長は、決定の草案の審理、採択の方式を決定する。人民委員会の会議において決定の草案を審理、採択する場合においては、次の手順に従って行われる。
 - a) 起草機関の代表者が決定の草案を陳述する。
 - b) 司法課の代表者が、審査意見の解説、検討について発表する。
 - c) 人民委員会が討論し、決定の草案の採択を表決する。
2. 決定の草案は、人民委員会の委員総数の過半数の賛成表決を得たときに採択される。
3. 人民委員会委員長は、決定の発行署名をする。

第XI章 社級人民評議会、社級人民委員会の法規範文書の制定、発行**第142条 社級人民評議会の議決の起草**

1. 社級人民評議会の議決の草案は、同級人民委員会が起草を組織し、人民評議会に提出する。
2. 議決の草案の性質及び内容に基づき、人民委員会委員長は、議決の草案に関する関係機関、組織、及び各村（トン、ラン、ブオン、アップ、バン、フム、ソック）、町内会（トー・ザン・フォー、クー・フォー、コイ・フォー）⁴³の人民の意見聴取及び意見検討をそれぞれに適合する各形式で組織する。

第143条 社級人民評議会の議決の草案の審理、採択の手順

1. 社級人民評議会の議決の草案は、社級人民評議会に提出する前に、同級人民評議会の委員会の査定を受けなければならない。人民評議会の会期開会日の遅くとも3日前までに、人民委員会は、提出書、議決の草案及び関係各資料を人民評議会の各議員に送付する。
2. 人民評議会の会期における議決の草案の審理、採択は、次の手順に従って行われる。
 - a) 人民委員会の代表者が議決の草案を説明する。
 - b) 審査を割り当てられた人民評議会の委員会の代表者が、審査報告書を陳述する。
 - c) 人民評議会が討論し、議決の草案の採択を表決する。

⁴³ 「各村（トン、ラン、ブオン、アップ、バン、フム、ソック）、町内会（トー・ザン・フォー、クー・フォー、コイ・フォー）」は、原文では“các thôn, làng, buôn, ấp, bản, phum, sóc, tổ dân phố, khu phố, khối phố”である。いずれも地域的・人的な集合単位のうち小さなものを指し、前7者は主に農村部、後3者は主に都市部で使用される呼称である。「村」「集落」「村落」「街区」など多様に訳出され得るが、ベトナムの各地域で呼称が異なるいわゆる方言に過ぎず、意味上の差異はほとんどない。

3. 議決の草案は、人民評議会の議員総数の過半数の賛成表決を得たときに採択される。
4. 人民評議会議長は、議決の認証署名をする。

第 144 条 社級人民委員会の決定の起草

1. 社級人民委員会の決定の草案は、社級人民委員会委員長が起草を組織、指導する。
2. 決定の草案の性質及び内容に基づき、社級人民委員会委員長は、関係機関、組織、及び各村（トン、ラン、ブオン、アプ、バン、フム、ソック）、町内会（トー・ザン・フォー、クー・フォー、コイ・フォー）の人民の意見聴取及び意見検討を組織し、決定の草案を改訂する。

第 145 条 社級人民委員会の決定の草案の審理、採択の手順

1. 起草を割り当てられた組織、個人は、人民委員会が会議を行う日の遅くとも3営業日前までに、提出書、決定の草案、意見取りまとめ文書及び各関係資料を社級人民委員会の各委員に送付する。
2. 社級人民委員会の会議における決定の草案の審理、採択は、次の手順に従って行われる。
 - a) 起草を割り当てられた組織の代表者、個人が、決定の草案を陳述する。
 - b) 人民委員会が討論し、決定の草案の採択を表決する。
3. 決定の草案は、社級人民委員会の委員総数の過半数の賛成表決を得たときに採択される。
4. 人民委員会委員長は、決定の発行署名をする。

第 XII 章 簡易な手順、手続による法規範文書の制定、発行

第 146 条 簡易な手順、手続による法規範文書の制定、発行の各場合

1. 緊急事態に関する法令の規定に基づく緊急の場合；自然災害、疫病、火災、爆発の予防、対策における突発、緊急の場合；実際に発生した諸事項を解決するために切迫しており国会の決定に基づく場合
2. 一定の期間内において法規範文書の全部又は一部の効力を停止するための場合
3. 発行された新たな法規範文書と整合するように直ちに修正をする必要がある場合

第 147 条 簡易な手順、手続による法規範文書の制定、発行の決定権限

1. 国会常務委員会は、国会常務委員会の国会常務委員会令、議決の制定、発行における簡易な手順、手続の適用を決定する；国会に対し、法律、国会の議決の制定、発行における簡易な手順、手続の適用を決定するよう提案する。
2. 国家主席は、国家主席の令、決定の制定、発行における簡易な手順、手続の適用を決定する。
3. 政府首相は、政府の議定、政府首相の決定の制定、発行における簡易な手順、手続の適用を決定する。
4. 省級人民評議会の常任委員は、省級人民評議会の議決の制定、発行における簡易な手順、手続の適用を決定する；省級人民委員会委員長は、省級人民委員会の決定の制定、発行における簡易な手順、手続の適用を決定する。

第 148 条 簡易な手順、手続による法規範文書の制定、発行の手順、手続

簡易な手順、手続による国会の法律、議決、国会常務委員会の法令、議決、国家主席の令、決定、政府の議定、政府首相の決定、省級人民評議会の議決、省級人民委員会の決定の制定、発行は、次のとおり行われる。

1. 起草主管機関は、起草を組織する。
2. 起草主管機関は、文書の草案についての関係機関、組織、個人の意見聴取を組織することができる。意見聴取をする場合において、意見聴取期間は 20 日間を超えない。
3. 文書の草案を受け取った日から 7 日以内に、査定機関は文書の草案を査定する責任を有し、審査主管機関はこれを審査する責任を有する。

査定の書類は提出書及び草案からなる；審査の書類は提出書、草案、査定報告書及び査定意見の解説、検討報告書からなる。

第 149 条 簡易な手順、手続による法規範文書の審理、採択の書類、手順、手続

1. 簡易な手順、手続による法規範文書の審理、採択のための提出書類は、次のとおり規定される。
 - a) 国会の法律、議決の草案の提出書類、国会常務委員会の法令、議決の草案、省級人民評議会の議決の草案は、提出書、草案、査定報告書からなる。
 - b) 国家主席の令、決定の草案の提出書類は、提出書、草案からなる。
 - c) 政府の議定の草案、政府首相の決定の草案、省級人民委員会の決定の草案の提出書類は、提出書、草案、査定報告書からなる。
2. 審理、採択の手順
 - a) 国会は、この法律第 74 条に規定する手順に従い、直近の会期において、国会の法律、議決の草案を審理し、採択する。

- b) 国会常務委員会は、この法律第77条1項に規定する手順に従い、直近の会議において、国会常務委員会の法令、議決の草案を審理し、採択する。
- c) 国家主席は、この法律第81条に規定する手順に従い、令、決定の草案を受け取った後、直ちに令、決定を審理し、発行署名をする。
- d) 政府は、この法律第96条に規定する手順に従い、直近の会議において、議定の草案を審理し、採択する。
- d) 政府首相は、この法律第100条に規定する手順に従い、文書の草案を受け取った後、直ちに決定を審理し、発行署名をする。
- e) 省級人民評議会は、この法律第126条に規定する手順に従い、直近の会期において、議決の草案を審理し、採択する。
- g) 省級人民委員会は、この法律第132条に規定する手順に従い、直近の会議において、決定の草案を審理し、採択する。

第 XIII 章 法規範文書の効力、法規範文書の適用、公開の原則

第 150 条 法規範文書の公報への掲載

1. 各中央機関の法規範文書は、文書が国家機密に属する内容を含む場合を除き、ベトナム社会主義共和国公報に掲載されなければならない。
2. 省級人民評議会、人民委員会、特別行政経済単位の地方政権の法規範文書は、省級の公報に掲載されなければならない。
3. 県級、社級の人民評議会、人民委員会の法規範文書は、公開掲示され、地方のマスメディアで報道されなければならない。公開掲示の期間及び地点は、同級人民委員会委員長が決定する。
4. 公布又は発行署名の日から3日以内に、法規範文書の発行権限を有する機関、者は、公報に掲載する、又は公開掲示するため、文書を公報機関に送付しなければならない。

公報機関は、文書を受け取った日から、遅くとも、各中央機関が発行する法規範文書については15日以内に、省級人民評議会、人民委員会、特別行政経済単位における地方政権が発行する法規範文書については7日以内に、法規範文書の全文を公報に掲載する責任を有する。

5. 印刷物の公報及び電子公報に掲載された法規範文書は、正式な文書であり原本と同じ価値を有する。
6. 政府は、法規範文書の公報及び掲示に関して規定する。

第 151 条 法規範文書が効力を生じる時点

1. 法規範文書の全部又は一部の効力発生時点は当該文書に規定されるが、中央国家機関の法規範文書については、採択又は発行署名の日から45日以内で

あってはならず：省級人民評議会、人民委員会の法規範文書については、発行署名の日から10日以内であってはならず；県級及び社級の人民評議会、人民委員会の法規範文書については、発行署名の日から7日以内であってはならない。

2. 簡易な手順、手続により発行される法規範文書は、採択又は発行署名の日から効力を生じ得るが、同時に、発行機関の電子情報ポータルに直ちに登載され、マスメディアで報道されなければならない；ベトナム社会主義共和国公報、又は省、中央直轄都市の公報には、公布又は発行署名の日から遅くとも3日後に掲載する。

第152条 法規範文書の遡及的効力

1. 社会の共通利益を保障し、法律、国会の議決において規定される組織、個人の各権利、利益を実現するために真に必要な場合のみにおいて、新たな中央機関の法規範文書に遡及的効力を規定することができる。
2. 次の各場合については、遡及的効力を規定することはできない。
 - a) 当該行為を行った時点では法令が法的責任を規定していなかった行為について、新たに法的責任を規定する。
 - b) より重い法的責任を規定する。
3. 各級の人民評議会、人民委員会、特別行政経済単位の地方政権の法規範文書は、遡及的効力を規定することはできない。

第153条 法規範文書の効力停止

1. 法規範文書は、次の各場合において、権限を有する国家機関の処理決定が出るまで、その全部又は一部の効力を停止する。
 - a) この法律第164条3項、第165条2項、第166条2項及び3項、第167条2項及び3項の規定に基づき施行が停止された。権限を有する国家機関が廃止決定を下した場合は、文書は失効する；廃止決定を下さないときは、文書は引き続き効力を有する。
 - b) 法規範文書の発行権限を有する機関が、発生した各経済社会問題を解決するため、一定の期間内において、当該文書の効力停止を決定する。
2. 文書の効力停止、効力継続、又は文書の失効時点は、権限を有する国家機関の法規範文書において明確に規定されなければならない。
3. 法規範文書の施行停止決定、処理決定は、決定が下された日から遅くとも3日以内に公報に掲載され、各マスメディアで報道されなければならない。

第154条 法規範文書が失効する場合

法規範文書は、次の各場合において、その全部又は一部を失効する。

1. 文書において規定された有効期間が終了した。
2. 当該文書を発行した国家機関自身の新たな法規範文書により修正、補充又は代替された。
3. 権限を有する国家機関の文書により廃止された。
4. 法規範文書が失効したときは、当該文書の施行の詳細を規定する法規範文書も同時に失効する。

第 155 条 場所的効力

1. 各中央国家機関の法規範文書は、全国の範囲において効力を有し、全ての機関、組織、個人に適用される。ただし、権限を有する上級国家機関の法規範文書又はベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約が異なる規定を有する場合を除く。
2. いかなる行政単位の人民評議会、人民委員会の法規範文書も、当該行政単位の範囲において効力を有し、当該文書そのものにおいて具体的に規定されなければならない。

行政区分の変更がある場合、地方政権の法規範文書の場所的効力及び適用対象は、次のとおり確定される。

- a) 一つの行政単位が複数の新たな同級の行政単位に分割された場合、被分割行政単位の人民評議会、人民委員会の法規範文書は、新たな行政単位の人民評議会、人民委員会がこれを代替する法規範文書を発行するまで、新たな行政単位に対して引き続き効力を有する
- b) 複数の行政単位が一つの新たな同級の行政単位に合併された場合、被合併行政単位の人民評議会、人民委員会の法規範文書は、新たな行政単位の人民評議会、人民委員会がこれを代替する法規範文書を発行するまで、当該行政単位に対して引き続き効力を有する。
- c) 行政単位の区域及び住民の一部がその他の行政単位に帰属するとの調整を受ける場合、拡張された行政単位の人民評議会、人民委員会の法規範文書は、調整を受ける区域及び住民の部分に対して効力を有する。

第 156 条 法規範文書の適用

1. 法規範文書は、効力を有し始めた時点から適用される。
法規範文書は、当該文書が効力を有する期間中に発生した行為に対して適用される。法規範文書の規定が遡及的効力を有する場合、当該規定に従って適用される。
2. 各法規範文書が同一の事項について異なる規定を有する場合、より高い法的効力を有する文書を適用する。

3. 同一の機関が発行した各法規範文書が同一の事項について異なる規定を有する場合、後に発行した法規範文書の規定を適用する。
4. 新たな法規範文書が、文書が効力を生じる日の前に発生した行為に対して法的責任を規定せず、又はより軽い法的責任を規定する場合、新たな文書を適用する。
5. 国内における法規範文書の適用は、ベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約の履行を阻害することはできない。国内における法規範文書とベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約が同一の事項について異なる規定を有する場合、憲法を除き、国際条約の規定を適用する。

第157条 法規範文書の登載及び報道

各中央国家機関、人民評議会、人民委員会が発行する法規範文書は、国家機密に関する法令の規定に基づく国家機密に属する内容を含む文書を除き、公布又は発行署名の日から遅くとも15日以内に国家法令データベースに全文が登載され、マスメディアで報道されなければならない。

国家法令データベースに登載された法規範文書は、正式な使用価値を有する。

第XIV章 憲法，法律，国会常務委員会令の解釈

第158条 憲法，法律，国会常務委員会令を解釈する各場合及び原則

1. 憲法，法律，国会常務委員会令の解釈は、憲法，法律，国会常務委員会令の規定が、施行に当たり、異なる理解の仕方がある場合において行われる。
2. 憲法，法律，国会常務委員会令の解釈は、次の各原則を保証しなければならない。
 - a) 憲法，法律，国会常務委員会令の発行の趣旨，目的，要求，指導観点に正しく沿う。
 - b) 憲法，法律，国会常務委員会令の内容，用語と整合する。
 - c) 修正，補充又は新たな規定の追加はできない。

第159条 憲法，法律，国会常務委員会令の解釈を提議する権限

1. 国家主席，国会の民族評議会，委員会，政府，最高人民裁判所，最高人民検察院，国家会計検査院，ベトナム祖国戦線中央委員会，戦線の構成組織の中央機関及び国会議員は，国会常務委員会に対し，憲法，法律，国会常務委員会令の解釈を提議することができる。
2. 国会常務委員会は，自ら，又はこの条第1項に規定する各機関，組織，国会議員の提議に基づき，憲法，法律，国会常務委員会令の解釈を決定する。

第160条 憲法，法律，国会常務委員会令の解釈の手順，手続

1. 解釈が必要な事項の性質、内容に応じて、国会常務委員会は、政府、最高人民裁判所、最高人民検察院、国会の民族評議会、委員会に対し、憲法、法律、国会常務委員会令の解釈議決の草案の起草を委ね、国会常務委員会へ提出させる。

国会常務委員会は、国会の民族評議会又は委員会に対し、憲法、法律、国会常務委員会令の解釈議決の草案と解釈される文書の趣旨及び内容との整合性についての審査を委ねる。

2. 国会常務委員会は、次の手順に従って、憲法、法律、国会常務委員会令の解釈議決の草案を審理し、採択する。
 - a) 解釈議決の草案の準備を割り当てられた機関の代表者が説明し、草案全文を朗読する。
 - b) 審査主管機関の代表者が審査報告書を陳述する。
 - c) 会議への参列を招待された機関、組織、個人の代表者が意見を発表する。
 - d) 国会常務委員会が討論する。
 - d) 会議の議長が結論する。
 - e) 国会常務委員会が表決する。
 - g) 国会議長が憲法、法律、国会常務委員会令の解釈議決に署名をする。

第 161 条 憲法、法律、国会常務委員会令を解釈する国会常務委員会の議決の公報への掲載、登載及び報道

1. 憲法、法律、国会常務委員会令を解釈する国会常務委員会の議決は、この法律第 150 条の規定に基づき公報へ掲載され、国会の電子情報ポータルに掲載され、この法律第 157 条の規定に基づき、登載、報道される。
2. 憲法、法律、国会常務委員会を解釈する国会常務委員会の議決は、解釈される文書とともに適用される。

第 XV 章 法規範文書の監察、検査、処理

第 162 条 法規範文書の監察

1. 法規範文書は、法令の規定に基づき、権限を有する国家機関の監察を受けなければならない。
2. 法規範文書の監察は、憲法、法律、上級国家機関の文書に反する又はもはや整合しない内容を発見し、遅滞なく文書の一部又は全部を施行停止、修正、補充又は廃止すると同時に、権限又は処分権限を有する機関の建議に基づき、法令に反する文書を発行した機関、個人を処分することを目的として行われる。

第 163 条 法規範文書の監察の内容

1. 文書と憲法，法律及び上級国家機関の法規範文書との整合性
2. 文書の形式と当該文書の内容との整合性
3. 文書の内容と文書を発行した機関の権限との整合性
4. 同一の機関により発行された現行の法規範文書と新たな法規範文書との統一性

第 164 条 法令に反する兆候のある法規範文書の監察，処理

1. 国会，国会常務委員会，国会の民族評議会，委員会，国会議員，人民評議会，人民評議会の常任委員，人民評議会の委員会，人民評議会議員は，法規範文書を監察する。
2. 国会は，憲法，法律，国会の議決に反する国家主席，国会常務委員会，政府，政府首相，最高人民裁判所裁判官評議会，最高人民裁判所裁判官長官，最高人民検察院長官，国家会計検査院院長の法規範文書を廃止する。
3. 国会常務委員会は，国会常務委員会令，国会常務委員会の議決に反する政府，政府首相，最高人民裁判所裁判官評議会，最高人民裁判所長官，最高人民検察院長官，国家会計検査院院長の法規範文書の施行を停止し，国会に対し，直近の会期において当該文書の廃止を決定するよう提出する；国会常務委員会令，国会常務委員会の議決に反する政府，政府首相，最高人民裁判所裁判官評議会，最高人民裁判所長官，最高人民検察院長官，国家会計検査院院長の法規範文書を廃止する；憲法，法律及び上級国家機関の法規範文書に反する省級人民評議会の法規範文書を廃止する。
4. 人民評議会は，自己の議決，上級国家機関の法規範文書に反する同級人民委員会の法規範文書，下級人民評議会の法規範文書を廃止する。
5. 法規範文書発行の監察，法令に反する兆候のある法規範文書の処理の手順，手続は，国会及び人民評議会の監察活動に関する法令の規定に基づき実施される。

第 165 条 政府による法令に反する兆候のある法規範文書の検査，処理

1. 政府は法規範文書を検査し，憲法，法律及び上級国家機関の法規範文書に反する兆候のある省，省同格機関，省級人民評議会，省級人民委員会，特別行政経済単位の地方政権の法規範文書を処理する。
2. 政府首相は，憲法，法律及び上級国家機関の法規範文書に反する大臣，省同格機関の長，省級人民委員会，特別行政経済単位の地方政権の法規範文書の廃止又は一部若しくは全部の施行停止を審理し，決定する；憲法，法律及び上級国家機関の法規範文書に反する省級人民評議会の議決の一部又は全部の施行を停止し，同時に国会常務委員会に廃止を提議する。

3. 司法省は、政府が、憲法、法律及び上級国家機関の法規範文書に反する省、省同格機関、省級人民評議会及び人民委員会、特別行政経済単位の地方政権の法規範文書を検査、処理するのを補佐する。

憲法、法律及び上級国家機関の法規範文書に反し、政府首相に施行を停止された省級人民評議会の議決については、司法省は、首相府及び関係各省、省同格機関と連携して、政府首相が国会常務委員会に対する廃止の提議を審理するための報告書類の準備を主管する。

4. 政府は、大臣、省同格機関の長、人民評議会及び人民委員会が発行した法令に反する兆候のある法規範文書の検査、処理に関する詳細を規定する。

第 166 条 大臣、省同格機関の長による法令に反する兆候のある法規範文書の検査、処理

1. 大臣、省同格機関の長は、自己が発行した、及び自己が責任を負う部門、分野に関係する諸内容に関して省、省同格機関、省級人民評議会及び人民委員会が発行した法規範文書を検査する責任を有する。

自己が発行した法規範文書が法令に反することを発見したときは、大臣、省同格機関の長は、文書の一部又は全部を自ら廃止する責任を有する。

2. 部門、分野を管理する大臣、省同格機関の長は、政府首相に対し、自己が責任を負う部門、分野に属する法令に反する内容を有するその他の大臣、省同格機関の長、省級人民委員会、特別行政経済単位の地方政権の法規範文書の施行停止、廃止を提議すること；政府首相に対し、国会常務委員会へ事故が責任を負う部門、分野に属する法令に反する内容を有する省級人民評議会の法規範文書の廃止を提議するよう報告することができる。
3. 法令に反する内容を有する大臣、省同格機関の長、省級人民委員会、特別行政経済単位の地方政権の法規範文書がこの条第1項及び2項の規定に基づき処理されない場合、司法大臣は、政府首相に対し、当該法規範文書を施行停止する又は廃止するよう報告する。

第 167 条 人民評議会及び人民委員会による法令に反する兆候のある法規範文書の検査、処理

1. 各級の人民評議会、人民委員会は、自己が発行した法規範文書を自ら検査する責任を有する；上級人民評議会、人民委員会は、下級人民評議会、人民委員会が発行した法規範文書を検査する。

自己が発行した法規範文書が法令に反することを発見したときは、人民評議会、人民委員会は、文書の一部又は全部を自ら廃止する責任を有する。

省級人民委員会委員長は、県級人民評議会及び人民委員会が発行した法規範文書の検査を組織する。

県級人民委員会委員長は、社級人民評議会及び人民委員会が発行した法規範文書の検査を組織する。

2. 省級人民委員会委員長は、法令に反する県級人民評議会の議決の施行を停止し、省級人民評議会にその廃止を提議する。

県級人民委員会委員長は、法令に反する社級人民評議会の議決の施行を停止し、県級人民評議会にその廃止を提議する。

3. 上級人民委員会委員長は、法令に反する下級人民委員会の法規範文書の一部又は全部を直接施行停止し、廃止する。

第 XVI 章 法規範文書の統合、法規範体系の法典化、法規範文書の精査、体系化

第 168 条 法規範文書の統合

1. 修正、補充をする法規範文書は、法体系の簡素化、明瞭化、使用の容易化、法令施行の効果の向上の保証に寄与するため、修正、補充される法規範文書と統合されなければならない。
2. 法規範文書の統合は、国会常務委員会の規定に基づき実施される。

第 169 条 法規範体系の法典化

1. 国家機関は、法典集を制定するため、憲法を除く発効中の各法規範文書における各法規範を調整する。
2. 法規範体系の法典化は、国会常務委員会の規定に基づき実施される。

第 170 条 法規範文書の精査、体系化

1. 国家機関は、自己の任務、権限の範囲において、各法規範文書を精査し、体系化する責任を有する；法令に反する、矛盾する、重複する、失効した又は経済社会の発展状況と最早整合しない規定があることを発見したときは、自ら又は権限を有する国家機関に建議して、遅滞なく法規範文書の施行停止、廃止、修正、補充、新たな文書の発行又は代替をする。

機関、組織及び市民は、権限を有する国家機関に対し、法規範文書の施行停止、廃止、修正、補充、新たな文書の発行又は代替の審理を提議することができる。

2. 文書の精査活動は、文書を精査する根拠があるときは常時、直ちに行われなければならない。文書の体系化活動は、定期的に行われ、発効中の法規範文書の体系化集を遅滞なく公表しなければならない。

3. 国会常務委員会は、法規範文書体系の総精査を決定する；各国家機関は、国家管理の要求に基づく専門テーマ、分野、管轄区域に従って精査を決定する。
4. 政府は、この条の詳細を規定する。

第 XVII 章 施行条項

第 171 条 法規範文書の制定、発行のための資源の確保

国家は、この法律に規定する要求、任務と合致する法規範文書の制定、発行に加わる幹部、公務員を採用、訓練、育成、配置する；技術的設備、インフラを現代化する；政策の策定、法規範文書の起草、査定、審査、改訂、完成及び発行活動の経費を確保する政策を執る。

政府は、この条の詳細を規定する。

第 172 条 施行効力

1. この法律は 2016 年 7 月 1 日から施行効力を生じる。
2. この法律が効力を生じる日の前に発行された法規範文書である各省と省同格機関との間の合同通達、各級人民委員会の指示は、廃止文書が出される又はその他の法規範文書で代替されるまで、引き続き効力を有する。
3. 法規範文書発行法（法律番号 17/2008/QH12）及び人民評議会、人民委員会の法規範文書発行法（法律番号 31/2004/QH11）は、この法律が施行効力を生じた日から失効する。
4. この法律が効力を生じる日の前に発行されたこの法律第 14 条 4 項に規定する権限を有する機関、者の法規範文書における行政手続に関する諸規定は、その他の文書で廃止される又は新たな行政手続で代替されるまで、引き続き適用される。

第 173 条 詳細規定

国会常務委員会、政府は、法律において委任を受けた各条項の詳細を規定する。

この法律は、ベトナム社会主義共和国第 XIII 期国会、第 9 会期 2015 年 6 月 22 日に採択された。

国会議長
グエン シン フン